

# 史跡二ツ森貝塚

## 整備基本構想及び整備基本計画



平成 30 年 3 月  
七戸町教育委員会

# 史跡二ツ森貝塚 整備基本構想及び整備基本計画

平成 30 年 3 月  
七戸町教育委員会

## 序

史跡二ツ森貝塚は、縄文時代前期中葉から中期後葉にかけて継続する貝塚を伴う集落遺跡です。この貝塚は、江戸時代の文献にすでに「貝塚」という地名が登場し、明治20年の「東京人類学会報告」で初めて考古学的に紹介されて以降、著名な考古学者の発掘調査を経て、また、青森県立郷土館や天間林村教育委員会（現七戸町教育委員会）の確認調査により、極めて重要な遺跡であることが認められ、平成10年1月に国の史跡指定を受けました。その後の確認調査により、居住域・墓域・貯蔵穴域・貝塚などの集落を構成する主要な遺構の配置の変遷がおよそ1500年間にかけて移り変わる様を追うことができ、ほぼ同時期の特別史跡三内丸山遺跡とともに東北北部を代表する大規模な集落遺跡であることがわかりました。

町では、平成28年に史跡を適切に保存・管理し、広く活用していくことを目的として「史跡二ツ森貝塚保存活用計画」を策定しました。今回この保存活用計画に基づき、史跡整備の基本理念と基本方針を定めた整備基本構想と、史跡全体の整備内容と公開・活用及び管理・運営などに関する整備基本計画を合わせた計画を策定しました。

今後町では、本計画に基づき史跡の整備と活用を進め、地域の人々とともに将来にわたり守り伝え、まちづくりや人づくりに活かしていきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導、ご協力を賜りました文化庁、青森県企画政策部、青森県教育委員会並びに史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会の委員長はじめ、委員の方々、現在史跡の保存にご協力いただいている地元貝塚町内会並びに二ツ森貝塚遺跡保存協力会の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後の整備事業につきましても引き続きご支援をお願い申し上げます。

平成30年3月

七戸町長 小又 勉

## 例 言

1. 本書は、青森県七戸町に所在する史跡二ツ森貝塚の整備基本構想及び整備基本計画策定の報告書である。
2. 本計画は、平成 29 年度に七戸町教育委員会が原案を作成し、史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会での検討を経て、文化庁及び青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室並びに青森県教育庁文化財保護課の指導と助言の下に策定した。
3. 本計画は、公有地化や整備事業が長期間に及ぶため、整備の実施時点の状況に応じて適宜見直しを行うものとする。
4. 本計画の策定に係る事務は七戸町教育委員会世界遺産対策室が担当し、策定に係る支援業務を有限会社ウッドサークルに委託した。
5. 史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会の構成は「第 1 章第 3 節委員会の設置」に記載した。  
また、本検討委員会設置要綱は巻末の資料編に付した。
6. 本書に掲載した図は、有限会社ウッドサークルが作成し、外部機関から提供を受けた掲載図及び写真については、その掲載箇所に提供機関を記載した。



史跡二ツ森貝塚 位置図

# 目 次

・ 巻頭写真	
・ 序	
・ 例言・ 史跡二ツ森貝塚位置図	
第1章 計画策定の経緯と目的	
第1節 経緯	1
第2節 目的	1
第3節 委員会の設置	1
第4節 計画の位置付け	3
第2章 史跡の現状	
第1節 自然的環境	5
第2節 歴史的環境	6
第3節 社会的環境	9
第3章 史跡の概要及び現状と課題	
第1節 史跡指定の状況	10
第2節 史跡の概要	13
第3節 史跡等の公開活用の為の諸条件の整理	26
第4章 基本構想	
第1節 基本理念	27
第2節 基本方針	27
第5章 整備基本計画	
第1節 全体計画及び地区区分計画	30
第2節 動線計画	34
第3節 遺構保護及び地形造成に関する計画	35
第4節 遺構の表現に関する計画	36
第5節 修景及び植栽に関する計画	43
第6節 案内・解説施設に関する計画	44
第7節 公開・活用施設に関する計画	45
第8節 周辺諸施設に関する計画	46
第9節 ガイダンス施設に関する計画	46
第10節 周辺地域の環境保全に関する計画	48
第11節 公開・活用に関する計画	48
第12節 関連文化施設・関連文化財との活用計画	50
第13節 整備事業に必要となる調査計画	51
第14節 管理・運営計画	51
第15節 事業計画	52
第6章 完成予想図	53
○ 資料編	
・ 委員会要綱	
・ 二ツ森貝塚 関連年表	
・ 史跡二ツ森貝塚意見交換会	

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 経緯

二ツ森貝塚は、明治20年に旧斗南藩士の廣澤安任が『東京人類学会報告』に「アイノノ遺跡の事」として報告したことをきっかけに、明治から昭和初期にかけて断続的に考古学者による発掘調査が行われるなど、早くから遺跡の存在が知られていた。昭和30年代から60年代にかけても、青森県教育委員会や青森県立郷土館、旧天間林村教育委員会が発掘調査を行い、平成3年には県史跡に指定された。その後、平成4年から7年にかけて旧天間林村教育委員会が発掘調査を行い、平成7年から9年にかけて二ツ森貝塚史跡公園整備事業を実施し、一般公開した。その翌年の平成10年には東地区が史跡に指定された。

平成11年から18年までは旧天間林村教育委員会及び七戸町教育委員会が、史跡周辺の範囲・内容確認調査を行い、西地区・中地区の概要が明らかとなった。

平成21年に、史跡の保存・整備・活用・管理等の基本方針を検討するために「史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」を設け、翌年には「史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会」を新たに設けた。その後平成27年に西地区が追加指定を受け、また、平成28年には『史跡二ツ森貝塚保存活用計画書』を刊行した。同計画書では、整備については「整備基本構想及び基本計画の策定報告書を作成する過程で、史跡整備の具体的内容を検討する」とし、計画策定期間は平成29年度から33年度までとしていた。

史跡の東地区は史跡公園としての整備を実施し、公開されているものの、その後の西地区の追加指定により史跡範囲が拡大したことから、史跡全体での保存や整備を行い、一体的な活用を図る必要がある。このことから、当初の計画を前倒しし、史跡二ツ森貝塚の整備基本構想及び基本計画を同時に策定することとなった。

### 第2節 目的

二ツ森貝塚は、近年の追加指定により史跡範囲が拡大した。現状の民有地には地域の人々の生活が営まれている。さらに、東地区は史跡公園として整備が行われているものの、十分な調査成果に基づくものではなく、適切な活用や情報提供が図られているとは言い難い。

これらの状況を踏まえ、遺構と遺物等の確実な保存と、遺跡の価値や七戸町の歴史・文化環境にふさわしい整備や活用に取り組む必要がある。この基本構想及び基本計画は、平成28年に策定した『史跡二ツ森貝塚保存活用計画書』を基に、整備の基本的な方向性を示すとともに、各種整備の具体化に向けた計画を定めるものである。

### 第3節 委員会の設置

史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び基本計画策定にあたり、二ツ森貝塚の特性を活かした保存整備や活用方法等の専門的な意見や助言を受けることを目的として、考古学、文化財、史跡整備等に係る学識経験者、遺跡活用団体及び地元町内会代表者からなる「史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会」を設置し、検討会議を実施した。また本計画に住民の意見を反映させるため、意見交換会を開催した。

## (1) 検討委員会の構成

委員長	岡田 康博	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長	(考古学、史跡整備)
副委員長	工藤 竹久	青森県文化財保護審議委員	(考古学、史跡整備)
委員	斎藤 光政	(株)東奥日報社編集局次長兼生活文化部長	(文化財)
	天間 勝也	七戸町文化財審議会長	(文化財)
	鎌本 義明	二ツ森貝塚遺跡保存協力会長	(遺跡活用団体)
	中村 正利	貝塚自治会	(地元町内会)
事務局	神 龍子	七戸町教育委員会教育長	
	小山 彦逸	七戸町世界遺産対策室長	
	金見 真樹	七戸町世界遺産対策室長補佐	
	鳥谷部 久美子	七戸町世界遺産対策室主幹	
	高部 由夏	七戸町世界遺産対策室主事	
指導機関	文化庁記念物課		
	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室 青森県教育庁文化財保護課		

## (2) 審議経過

### ① 第1回検討委員会（平成 29 年8月 24 日）

開催場所：七戸町七戸庁舎 3 階第 2 会議室

検討内容：基本構想及び基本計画の構成、計画条件の整理、史跡の概要、現状と課題、基本構想、基本方針、整備概要（整備対象時期）

### ② 第2回検討委員会（平成 29 年 11 月8日）

開催場所：七戸町七戸庁舎 3 階第 2 会議室

検討内容：史跡の本質的価値、基本構想、基本方針、整備基本計画

### ③ 第3回検討委員会（平成 30 年2月1日）

開催場所：七戸町七戸庁舎 3 階第 2 会議室

検討内容：史跡の本質的価値、基本構想、基本方針、整備基本計画（仮設の簡易駐車場の設置、ガイダンス施設の検討）

## (3) 住民意見交換会

住民意見交換会は、平成 30 年 1 月 17 日に七戸町二ツ森地区コミュニティセンターで開催、住民 28 名が参加した。事務局から第 2 回検討委員会までの基本構想・基本計画の検討内容を説明し、その後、意見交換を行った。整備・活用については、遺跡に近い展示施設の設置、遺跡の価値を分かりやすく示す整備の実施、地元だけでなく町全体に対する周知の必要性、駐車場とトイレの不足に対する早急な対策等を要望する意見が出された。

## 第4節 計画の位置付け

第2次七戸町長期総合計画においては、将来像として「潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」を掲げ、基本構想の「5. 豊かな心と文化を育むまちづくり」の中で「5 地域の文化の継承と発信」の「(3) 歴史・文化遺産の保存と整備」において、国指定史跡二ツ森貝塚の世界文化遺産登録と史跡の保存、展示施設の整備の推進を位置付けている。

また、七戸町都市計画マスタープランにおいては、二ツ森貝塚を歴史的景観の一つとして景観の維持・保全を図るとしている。

### ○ 第2次七戸町長期総合計画（平成 28 ～ 37 年度）（平成 28 年3月）

将来像：潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして

基本方針：地域連携型のまちづくり

地域経済自立型のまちづくり

住民参加型のまちづくり

基本構想5：豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

5 地域の文化の継承と発信：(3) 歴史・文化遺産の保存と整備

①国指定史跡二ツ森貝塚の世界文化遺産登録を目指します。

②国指定史跡二ツ森貝塚の保存と展示施設等の整備を進めます。

⑥歴史博物館施設の整備計画の策定に取り組みます。

⑦七戸文化交流センターにおける資料の収集と保存・情報発信を推進します。

国指定史跡である二ツ森貝塚は世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつである。地域に残る文化資産は大切に保護され後世に伝えなければならない。そのため、二ツ森貝塚の文化財保護に努めるとともに貴重な史跡財産を活用した体験学習ゾーンの拡充整備を図る。追加指定地内の土地買上げ事業を進める。世界文化遺産登録に向け、二ツ森貝塚の資料館（ガイダンス施設の建設）や貝塚断面の露出展示、音声ガイドによる案内機器の設置、見学者のための駐車場整備や便益施設の建設も必要となる。

### ○ 七戸町都市計画マスタープラン（平成 22 年3月）

まちづくりの将来像：人・自然・文化を育む田園文化都市 しちのへ

まちづくりの基本理念

自然と共生する心豊かなまち

発展する活力のあるまち

人にやさしい住みたくなるまち

住民とともに育てるまち

将来都市構造:国指定史跡である「七戸城跡と二ツ森貝塚」を「歴史・文化拠点」と位置づけ、地域に広く分布する他の歴史・文化的資源及び祭りなどとの連携を強化し、歴史・文化を活かした景観の保全を図るとともに、資源の有効活用を図ります。

景観保全・形成の方針:歴史的景観:七戸城跡や二ツ森貝塚などの史跡は、歴史的価値を有する資源であると同時に美しい景観を持つ景観資源でもあります。町の全域に分布するこれらの史跡や社寺などを景観資源として維持・保全を図ります。

歴史的景観を形成する数多くの文化財については、文化財保護法などの適正な運用により、その歴史的背景を支える固有の価値を後世に伝えるべく、継続的な維持管理を促進し、保全と活用に努めます。

○ 七戸町観光振興計画（2015～2024）（平成27年3月）

次の3つの観光理念を掲げている。

- “七戸らしさ”から「観光（かんこう）」を生み出すこと
- 七戸で過ごす時間から「感幸（かんこう）」を引き出すこと
- 理念の実行に「敢行（かんこう）」の精神を持つこと

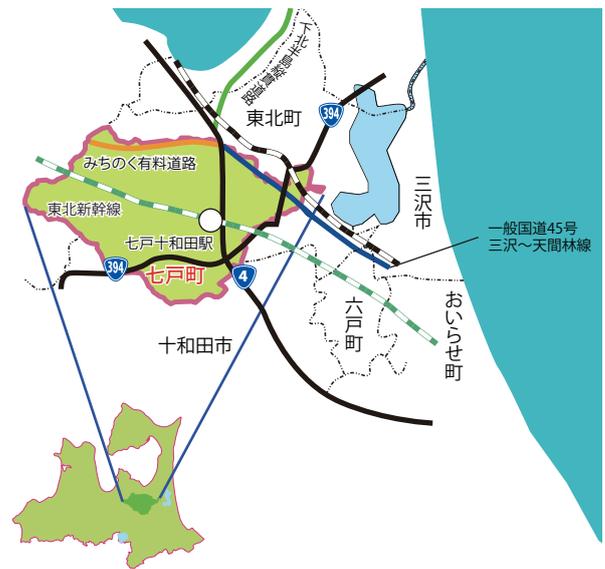
## 第2章 計画地の現状

### 第1節 自然的環境

#### (1) 位置と地勢

七戸町は、青森県東部、上北郡に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市、平内町を境とする。町域は東西約31km、南北約26kmで、総面積337.23km<sup>2</sup>を有する自然環境豊かな内陸部の町であり、農業を基幹産業とする町である。

地勢は、西側一帯が広大な国有林野で標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成している。地質は、沖積泥炭地が分布し火山灰土壌が多く、耕地のほとんどは植壤土で酸性度の強い土壌である。



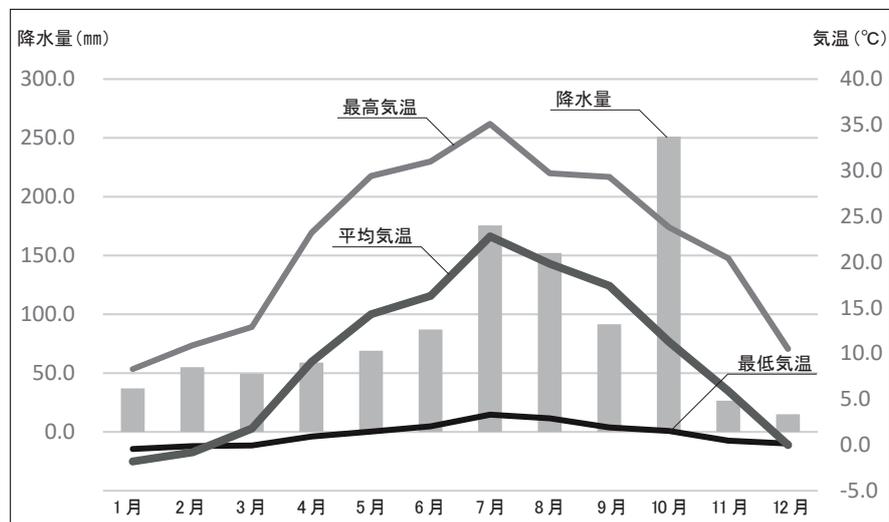
七戸町位置図

#### (2) 気候

気候は、一年を通じて気象の変化が激しく、中でも6月・7月には霧雨を伴った偏東風（ヤマセ）のため気温の低い状態が続き、11月から4月にかけては、北西の強い季節風が吹き、曇天・降雪の日が多く、極めて寒さが厳しいのが特徴である。

気温は平成29年の平均で9.7℃、最低気温は-14.5℃、最高気温は35.1℃を記録している。降水量は約1,068mm/年前後で夏季から秋季にかけて多く、春季は比較的少ない状況となっている。

また、積雪量は地域によりばらつきがあり、平坦部では40cm～1m前後、山沿地区で2m近くの積雪となる内陸型の豪雪地帯である。



七戸町周辺の気象 (十和田観測地点：平成29年)

資料：気象庁

### (3) 地質（周辺地域の地質の概要）

遺跡周辺の基盤は、第三期中新世～鮮新世の地層とされているが、ボーリング調査と隣接地域の地質から推定されているもので、遺跡周辺の土層では確認されていない。高瀬川低地帯の周辺では、遺跡が立地する貝塚台地や、隣接する榎林台地、蛭沢台地、あるいは南側の台地に露出する土層で見ると、洪積世の地層が台地の土台になっている。

上北地域の洪積世の地層は、野辺地層あるいは三沢層と呼ばれる。野辺地層は、半固結ないしは未固結の砂層やシルト層を主とする地層である。

遺跡の南側段丘崖には、下から上へ、野辺地層構成層とみられる細粒凝灰岩、シルト岩、シルト岩と泥炭の互層、細粒砂岩などが重なる計5～6mの厚さの地層が露出している。その上に、40～90cmの古砂丘砂層と厚さ40～80cmの褐色火山灰層（ローム層）がのり、さらにこれらを50～60cmの八戸火山灰層が覆い、地表直下の黒色土に漸移する土層が露出している。褐色火山灰層は下底近くに薄い黄橙色の粘土化した軽石層を伴っており、中部火山灰層（高館火山灰層相当）と思われる。八戸火山灰層は、下半の軽石層を挟む降下層の火山灰と、上半の流下層の細粒火山層に区別できる。

## 第2節 歴史的環境

### (1) 七戸町の歴史

平成17年3月31日に七戸町・天間林村の2町村での合併が実現し、新「七戸町」が誕生したが、この2町村は、藩政時代以前から歴史的にも、経済・教育・文化・生活の面でも強い結びつきを有しており、それぞれの地域住民の交流が活発に行われ、地域の一体感の醸成が図られてきた。

旧天間林村は、二ツ森貝塚に代表される縄文時代の遺跡が発見され、約6千年前には既に人々が住み着き、縄文文化が開花していた。

古代では蝦夷の勢力圏内であったこの地域は、小又集落の森ヶ沢遺跡から土坑墓群や集落跡が見つかっており、蝦夷と深い関りのあった地域と考えられている。

中世以降は、七戸南部氏若しくは七戸代官所の支配下に属し、明治維新までその領域にあり、住む人々は零細な農民であった。

明治9年戸長役場制度が実施されるまで大字名天間館、榎林、附田、二ツ森、野崎、中岫、花松がそれぞれ独立し、一村をなしていたが7ヶ村が連合して大字天間館字中野に天間館外6ヶ村戸長役場を置いた。さらに、明治22年の町村制施行とともに7ヶ村が合併して「天間林村」と改称し、新たな出発を迎えることとなる。

明治10年代から大正末期にかけて耕地の開墾が進み650haもの新田が造られ、これが農業発展の基礎となった。農民の自立は農地改革と広大な旧軍馬補充部用地の緊急開拓事業に始まるが、これにより9割近い農民が封建的土地所有関係から解放されるとともに、復員者、引揚者が流入するなど多くの入植者が穀類を中心に生産し、南部畑作地帯の一翼を担った。

昭和29年には十和田地区集約酪農地域、また昭和34年にはてん菜生産振興地域の指定とめまぐるしく変化した。昭和43年天間ダムの建設により稲作単作地帯に変貌した。

一方、村には有望な地下資源を有し鉾山の村とも呼ばれた。なかでも上北鉾山は日本鉾業株式会社が昭和11年に硫化銅山として本格的な操業を始め、昭和19年には日本最大の銅山となり、その後も隆盛を続けた。

また、昭和27年に東北砂鉄株式会社が底田鉾山を開設し、砂鉄を採掘したが、昭和30年代後半

から貿易の自由化の影響を受け、昭和40年には底田鉦山が閉山、さらに昭和48年には上北鉦山が休山に至ったため、著しい人口減少をきたした。

旧七戸町は、町内80箇所以上から遺跡が発見されており、縄文時代（約7～8千年前）から各地で少なからぬ数の人々が住んでいたことが分かる。

平安時代の末頃には、平泉の藤原家の勢力下であり、鎌倉時代に至り馬産地として初めて「七戸」の名が文献に見えるようになった。

建久2年（1191）に南部光行が甲斐の南部郷から糠部に下向し、その三男七戸太郎朝清が七戸領主になったといわれている。その後南北朝時代に、七戸南部氏は南朝方について華々しく活躍するとともに七戸の地に見町観音堂や小田子不動堂を建立し、文化の基礎をつくった。

戦国時代には、豊臣秀吉の天下統一（九戸政実の乱）によって七戸南部氏は一旦滅びるが、宗家（盛岡南部氏）の力によって再興された。その後寛文4年（1664）に、七戸重信が盛岡南部氏の藩主に抜擢されるに及んで、江戸時代のほとんどを盛岡南部藩の直轄による代官支配を受けることとなる。代官所や宿駅が置かれたことから、江戸中期頃から商業も次第に発展した。特に盛岡藩の商人の中心をなしたのは近江商人であり、七戸にも大塚屋や舟木屋が存在し、七戸最大の商人として活躍した。

明治2年に維新処理のため一時七戸藩が創設されるが、明治4年には七戸県に移行し、弘前県に合併された後、青森県に統合された。明治6年3月に大区小区制が施行され、七戸は7大区3小区となり、七戸村と称した。同11年上北郡に所属した際に上北郡役所が置かれ、七戸はその後、長く上北郡の政治・経済・文化・教育の中心地となった。

そして、明治22年町村制施行の際、七戸村は1村のみで存在し、同35年には町制を施行して七戸町が成立した。同31年、野辺地への上北郡役所の移転問題が起きたが、それを阻止し、大正15年に郡役所が廃止された後も上北地方事務所が置かれ、郡下の中心としての地位は変わらなかった。

## （2）指定文化財

七戸町には平成30年3月現在で国指定の文化財5件、県指定の文化財8件、町指定文化財21件、国登録文化財9件がある。

県指定文化財については、県重宝の建造物2件、考古資料3件、県史跡2件、天然記念物1件である。この中で、二ツ森貝塚から出土した鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器、鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品、鹿角製櫛の5点が県重宝に指定されている。

町指定文化財については、町有形文化財の建造物1件、考古資料6件、歴史資料1件、町無形文化財は民俗10件、町天然記念物3件の計21件である。この中で二ツ森貝塚から出土した考古資料は45点である。

指定文化財一覧

国指定文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日	地区
1	国史跡	七戸城跡	昭和16年12月13日 平成元年8月4日(追加) 平成12年12月13日(追加)	七戸
2	国史跡	二ツ森貝塚	平成10年1月16日 平成27年3月10日(追加) 平成27年10月7日(追加)	天間林
3	国重要有形民俗	南部七戸見町観音堂庶民信仰資料 359点	平成2年3月29日	七戸
4	国重要有形民俗	南部七戸小田子不動堂奉納絵馬 108点	平成2年3月29日	七戸
5	国特別天然記念物	カモシカ	昭和9年5月1日(天然)	
			昭和30年2月15日(特天)	

県指定文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日	地区
1	県重宝(建造物)	見町観音堂	昭和60年4月27日	七戸
2	県重宝(建造物)	青岩寺本堂	平成9年7月30日	七戸
3	県重宝(考古資料)	蕨手刀	昭和31年5月14日	七戸
4	県重宝(考古資料)	鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器、 鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品	昭和37年11月16日	天間林
5	県重宝(考古資料)	鹿角製櫛	平成25年4月17日	天間林
6	県史跡	一里塚 2基(蒼前平)	昭和37年6月29日	天間林
7	県史跡	一里塚 2基(天間館)	昭和37年6月29日	天間林
8	県天然記念物	銀南木	昭和31年5月14日	七戸

町指定文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日	地区
1	町有形(建造物)	青岩寺山門	平成2年7月6日	七戸
2	町有形(考古資料)	遮光器土偶	平成2年7月6日	七戸
3	町有形(考古資料)	常滑の壺	平成2年7月6日	七戸
4	町有形(考古資料)	山屋薬師如来像	平成2年7月6日	七戸
5	町有形(考古資料)	小田子不動堂庶民信仰資料 75点	平成4年12月28日	七戸
6	町有形(考古資料)	須恵器・土師器5点(森ヶ沢遺跡)	平成17年3月16日	天間林
7	町有形(考古資料)	二ツ森貝塚出土の考古学資料45点	平成30年2月19日	天間林
8	町有形(歴史資料)	中野の追分石	平成30年2月19日	天間林
9	無形民俗	向町神代神楽	昭和52年6月16日	七戸
10	無形民俗	親孝行踊り	昭和52年6月16日	七戸
11	無形民俗	野沼駒踊り	昭和52年6月16日	七戸
12	無形民俗	虎丈様	昭和52年6月16日	七戸
13	無形民俗	四町内神楽	昭和61年4月1日	七戸
14	無形民俗	上原子剣舞踊	平成17年3月16日	天間林
15	無形民俗	花松神社神楽	平成17年3月16日	天間林
16	無形民俗	榎林神楽	平成17年3月16日	天間林
17	無形民俗	二ツ森神楽	平成17年3月16日	天間林
18	無形民俗	天間館神楽	平成20年3月25日	天間林
19	町天然記念物	イチイ(矢館跡)	平成2年7月6日	七戸
20	町天然記念物	中野のイチョウ	平成30年2月19日	天間林
21	町天然記念物	天間館のケヤキ	平成30年2月19日	天間林

登録有形文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日	地区
1	国登録有形	旧七戸郵便局	平成12年2月15日	七戸
2	国登録有形	盛田牧場1号厩舎(南部曲屋育成厩舎)	平成12年2月15日	七戸
3	国登録有形	盛田牧場2号厩舎(育成厩舎)	平成12年2月15日	七戸
4	国登録有形	盛田牧場3号厩舎(繁殖厩舎)	平成12年2月15日	七戸
5	国登録有形	盛田牧場4号厩舎(繁殖厩舎)	平成12年2月15日	七戸
6	国登録有形	盛田牧場5号厩舎(種牡馬厩舎)	平成12年2月15日	七戸
7	国登録有形	盛田牧場馬頭観音堂奥殿	平成12年2月15日	七戸
8	国登録有形	盛田牧場馬頭観音堂拝殿	平成12年2月15日	七戸
9	国登録有形	盛田牧場馬頭観音堂鳥居	平成12年2月15日	七戸

## 第3節 社会的環境

### (1) 人口の推移と動向

七戸町の人口は、平成30年3月末 15,904人となっている。国勢調査による人口の推移をみると、昭和40年から平成27年の50年間で9,375人(37.4%)の減少となっている。人口減少の主たる原因は、出生率の低下と若年層の流出があり、平成22年の国勢調査結果をもとに予測した平成37年までの年齢別人口推移によると、総人口が16,759人から24.3%減の12,693人に減少するとされるなか、0歳から15歳までの子どもは1,949人から1,090人に、15歳から64歳までの生産年齢人口は9,656人から5,952人に、65歳以上の高齢者人口は5,154人から5,651人になり、急激な人口減少とともに超高齢化への対応が課題となっている。

### (2) 産業

七戸町の産業別純生産額は、平成24年に427億4300万円となっている。構成比でみると農業を中心とする第1次産業は9.7%(41億3400万円)、製造業を中心とする第2次産業は14.8%(63億3500万円)、商業を中心とする第3次産業は75.5%(322億7400万円)となっている。

一方、産業別就業人口は、平成27年の国勢調査によると第1次産業は18.9%、第2次産業は22.7%、第3次産業は58.4%であり、平成22年と比較してみると全体の就業人口が4.8%減少しているなか第1次産業は11.2%の減、第2次産業は7.4%の減、第3次産業は0.3%の減で、農業従事者の高齢化と後継者不足の影響が顕著に現れている。

### (3) 交通

七戸町の道路網は、国道4号が南北に縦断し、それに交差して国道394号が東西に横断している。また、みちのく有料道路で青森市と結ばれているほか、一般国道45号三沢～天間林間の整備が進められ、広域交通条件に恵まれている。更に、東北新幹線七戸十和田駅が町のほぼ中央にあるなど、交通の要衝となっている。

史跡ニツ森貝塚までのアクセスは、国道4号から394号に入り、七戸町立天間東小学校を目印にすると、東に500mで史跡公園に至る。七戸十和田駅からは交通公共機関が皆無であるため、タクシーを利用することにより、およそ20分で到着する。

### (4) 観光

七戸町には八甲田山を中心とした雄大な「自然」、その恵みを受けた「食」、馬産地や城下町の特性が育んだ「文化」など、先人から引き継いだ観光資源が多数存在する。例年5月上旬から中旬に開催される天王つつじまつりでは、2万人を超える観光客が県内外から訪れるほか、しちのへバラまつりでは期間中1万人以上が訪れている。また、道の駅しちのへには年間83万人、鷹山宇一記念美術館には3万人以上が訪れており、町内では有数の観光施設になっている。このほか近年は地元で生産された農畜産物を利用した6次産業への取り組みも成果を上げ、新たな観光資源への期待が高まっている。



道の駅しちのへ

### 第3章 史跡の概要及び現状と課題

#### 第1節 史跡指定の状況

指定年月日：平成10年1月16日（追加指定：平成27年3月10日・平成27年10月7日）

種別：史跡

名称：史跡二ツ森貝塚

所在：七戸町字貝塚家ノ前

指定面積：117,910.10 m<sup>2</sup>

指定基準：史跡の一部 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

管理団体：七戸町

指定文化財：県重宝

（鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器、鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品、鹿角製櫛）  
七戸町文化財（二ツ森貝塚出土の考古学資料45点）

平成10年1月16日指定（指定文）

二ツ森貝塚は、青森県東部小川原湖西岸に形成された縄文時代前期から中期の大規模な貝塚である。

小川原湖のある上北郡一帯は、奥羽山脈東麓に広い段丘群を抱えている。その段丘群を裂いていくつかの小河川が小川原湖に注ぎ込んでいる。遺跡はそのうち、七戸川と赤川に挟まれた北西、南東に長い標高約30mの台地上にある。遺跡全体は現在集落のある部分も含め、20万平方メートルを超える広大な範囲に及んでいる。

遺跡は全国的に知られ、明治時代から若林勝邦、中谷治宇二郎、喜田貞吉、角田文衛らが調査を行っている。東北地方北部の縄文時代中期後半に、それまでの円筒土器に替わって登場する「榎林式」は、昭和8年の角田の調査で得られた土器をもって提唱されている。その後、昭和37年には青森県教育委員会が道路拡幅工事に伴う調査を行い、さらに昭和47年にも遺跡の東側部分で分布調査を行い、Ⅰ号からⅤ号の5ヶ所の貝塚があることが明らかになった。昭和50年代後半には、長芋栽培によるトレンチャー導入が始まり、遺跡破壊が懸念されるようになった。そのため、青森県教育委員会は再び平成元年に確認調査を行い、天間林村教育委員会は保存を目的に平成4年から8年まで、遺跡の範囲と内容把握のための確認調査を続けた。

遺跡は現在の集落をその中心にして、東西600m、南北170mの範囲の中に、台地の縁まで形成されている。そのうち、集落部分およびその西側では若干の地点貝塚はあるが、規模は小さく採集できる遺物の量も少ない。規模の大きなⅠ号からⅤ号貝塚は東側部分に分布し、今回の指定もその範囲である。

ⅠからⅤ号貝塚は台地の南北両縁に幅30m、長さ170mの広さで分布する。南側にⅠ号およびⅡ号、北側にⅢ号からⅤ号があつて、貝層の厚さはそれぞれ約1mである。主体はヤマトシジミで、ほかにハマグリ、カキ、アサリ、ホタテガイ、アカニシ、サルボウなど28種類の貝があり、またフグ、ボラ、スズキなどの魚類、シカ、イノシシ、クマ、ムササビ、キツネ、クジラなどのほ乳類、ガンカモ類、ウミウなどの鳥類もある。また、人工遺物では鹿角製の釣針、銚頭、刺突具などの漁具類、貝輪、牙玉などの装身具類がある。うち鹿角製叉状品、鹿角製櫛、猪牙製垂飾品、鯨骨製青竜刀形骨器などには、県重宝に指定されているものもある。

貝塚の形成された時期は縄文時代前期後葉から中期後葉までであるが、主体となるのは中期後半である。そしてこの時期の竪穴住居跡80棟、および貯蔵穴59基が、南北両貝塚に挟まれた台地上

で夥しく重なり合って確認されている。台地上面はその中央がなだらかに窪み、貝塚のある南北両縁の方が数m高い。中期に居住域として選定された時点の台地上面の整地と、その後の住居、貯蔵穴の作り替えによる排土が、住居域外縁に貝層と合わせ盛土列として積まれた結果である。

居住域の外、東側の地点には長軸 80 ～ 160 cm、短軸 40 ～ 80 cmの土坑墓 22 基が確認され、居住域と別に墓域が作られていることも明らかになっている。しかし、一方で居住域に近いⅡ号貝塚およびⅤ号貝塚から 4 体分の成人骨が出土している。また、Ⅴ号貝塚の西側からは埋葬された 1 体分の幼犬骨も出土している。

以上、二ツ森貝塚は全国的に見ても有数の規模を誇る貝塚であり、本州北部における縄文時代前期から中期の拠点集落の一つである。最温暖期には台地下に広がっていた小川原湖を豊富な資源域としての生業があり、その背景のもとに精神生活上の様々な品も発達させている。さらに集落構成においても居住域、その外縁の盛土、そして居住域と分離した墓域など当該時期の構造化した構成を典型的に示す点で、極めて重要な遺跡といえる。よって史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

平成 27 年 3 月 10 日 追加指定（文化庁文化財部『月刊文化財』617 平成 27 年 2 月）

二ツ森貝塚は、青森県東端部の小川原湖の南端から西に 3.5 kmに位置し、二ツ森川が形成する河岸段丘上の標高 28 mから 32 mの平坦部に立地する、縄文時代前期前葉から中期後葉にかけて継続する貝塚を伴う集落遺跡である。

この貝塚は、江戸時代の文献にすでに「貝塚」という地名が登場し、明治 20 年（1887）の『東京人類学会報告』において初めて考古学的に紹介された。その後、中谷治宇二郎・喜田貞吉・清野謙次・角田文衛などの著名な考古学者の発掘調査を経て、昭和 38 年には県道新設に伴う緊急発掘調査が村越潔によって行われ、出土した鹿角製の縦櫛で一躍有名になった。平成元年以降は、断続的に行われた青森県立郷土館による学術発掘調査や、天間林村教育委員会（現・七戸町教育委員会）による開発対応の緊急発掘調査および保存目的調査により、遺跡の範囲と内容が明らかになり、平成 10 年に史跡に指定された。

集落遺跡としては、大きく東区と西区に分かれるが、まずは東区において縄文時代前期前葉から居住の形成が始まる。前期中葉には東区の中央部に居住域が集中しながらその周囲に貝塚が形成され、前期後葉から中期前葉にかけて南東部に土坑墓が列状に配置される。中期中葉になると遺跡の主体は西区に移り、列状の土坑墓や貯蔵穴が多数掘られるが、貝塚は集中することなく点在の様相を呈する。中期後葉になると、東区と西区の両地区に最大規模の居住域を形成するが、その後一気に終焉を迎える。

このように、二ツ森貝塚は、縄文時代前期前葉から中期末葉にかけて貝塚を伴う集落の構造と変遷をたどれる、東北北部を代表する大規模な集落遺跡として重要である、今回、条件の整った部分を追加指定して保護の万全を図るものである。

平成 27 年 10 月 7 日追加指定（文化庁文化財部『月刊文化財』624 平成 27 年 9 月）

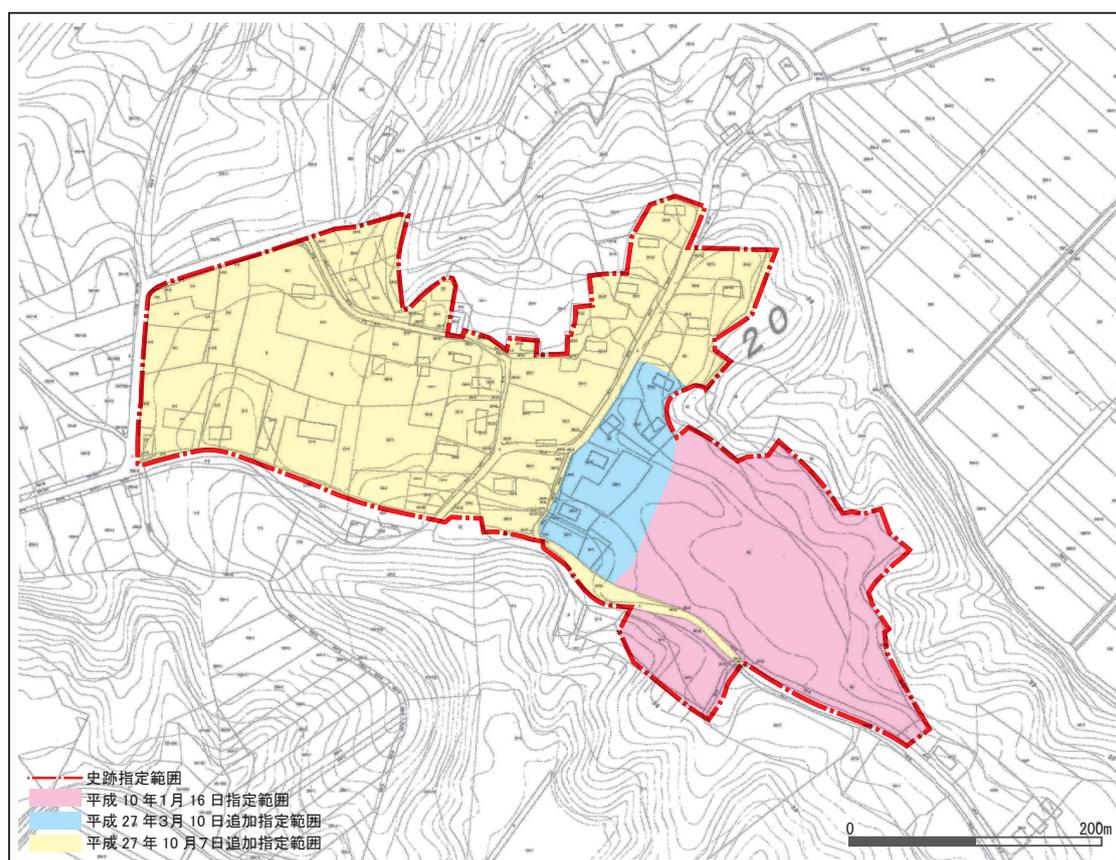
二ツ森貝塚は、青森県東端部の小川原湖の南側から西に 3.5 kmに位置し、二ツ森川が形成する河岸段丘上の標高 28 mから 32 mの平坦部に立地する、縄文時代前期前葉から中期後葉にかけて継続する貝塚を伴う集落遺跡である。

この貝塚は、江戸時代の文献にすでに「貝塚」という地名が登場し、明治 20 年（1887）の『東京人類学会報告』において初めて考古学的に紹介された。その後、中谷治宇二郎・喜田貞吉・清野

謙次・角田文衛などの著名な考古学者の発掘調査を経て、昭和38年には県道新設に伴う緊急発掘調査が村越潔によって行われ、出土した鹿角製の縦櫛で一躍有名になった。平成元年以降は、断続的に行われた青森県立郷土館による学術目的調査や、天間林村教育委員会（現・七戸町教育委員会）による開発対応の記録保存調査および保存目的調査により、遺跡の範囲と内容が明らかになり、平成10年に史跡に指定された。

集落遺跡としては、大きく東区と西区に分かれるが、まずは東区において縄文時代前期前葉から居住の形成が始まる。前期中葉には東区の中央部に居住域が集中しながらその周囲に貝塚が形成され、前期後葉から中期前葉にかけて南東部に土坑墓が列状に配置される。中期中葉になると遺跡の主体は西区に移り、列状の土坑墓や貯蔵穴が多数構築されるが、貝塚は点在しつつもおよそ環状を呈するようになる。中期後葉になると、東区と西区の両地区に最大規模の居住域を形成するが、その後一気に終焉を迎える。

このように、二ツ森貝塚は、居住域・墓域・貯蔵穴域・貝塚などの集落を構成する主要な遺構の配置の変遷が縄文時代前期前葉から中期末葉にかけて連綿と追え、ほぼ同時期の特別史跡三内丸山遺跡とともに東北北部を代表する大規模な集落遺跡として重要である、よって今回、これまで未指定地であった遺跡の西側部分を追加指定して保護の万全を図ろうとするものである。



史跡指定範囲 S=1 : 6,000

## 第2節 史跡の概要

### (1) 史跡の本質的価値

史跡二ツ森貝塚は、小川原湖最奥にあって、縄文時代前期から中期にかけて全国有数の規模を誇る貝塚を伴う集落として、縄文文化を考えるうえで重要な遺跡である。

#### ① 大規模貝塚としての価値

全国的にも有数の大規模貝塚である。出土する貝や動物遺体等から当時の環境や生業の様子がわかる。

- ・小川原湖を望む台地に立地し、長い時間をかけて汽水と鹹水の魚貝類が重層して堆積した大規模な貝塚が広がる。
- ・貝塚にある、小川原湖から採取したと考えられる貝類や魚類、また哺乳類や鳥類の骨から、当時の環境や生業を知ることができる。
- ・装飾性の高い鹿角製櫛などの装身具類や鯨骨製青竜刀形骨器などから、精神文化をうかがうことができる。骨角器の一部は県重宝に指定されている。
- ・縄文海進により、かつての小川原湖は二ツ森貝塚の近くまで及び、立地環境に恵まれていた。このことは、地球規模で起こった海進海退の証となる。

#### ② 拠点集落としての価値

長期間にわたり定住し、貝塚や居住域、墓域、道が造られ集落が営まれた。この集落の地形が現在も残っている。

- ・縄文時代前期中葉から中期後葉までの千数百年間、定住した集落遺跡である。
- ・東と西の両地区の縁辺部に形成された貝塚と、その内側におびただしく重なり合って確認された竪穴住居跡と土坑からなる居住域や墓域、道路跡から集落の構造を知ることができる。
- ・当時の営みによる貝塚や廃土による盛土列からなる起伏のある地形の特徴が、現在も残されている。
- ・土坑から発見された人骨や、丁寧に埋葬された幼犬骨などから、葬送や人と犬との関係などがうかがえる。

#### ③ 学史的価値

明治時代から注目されてきた遺跡であり、円筒土器文化に後続する土器の指標遺跡として編年研究に貢献した。

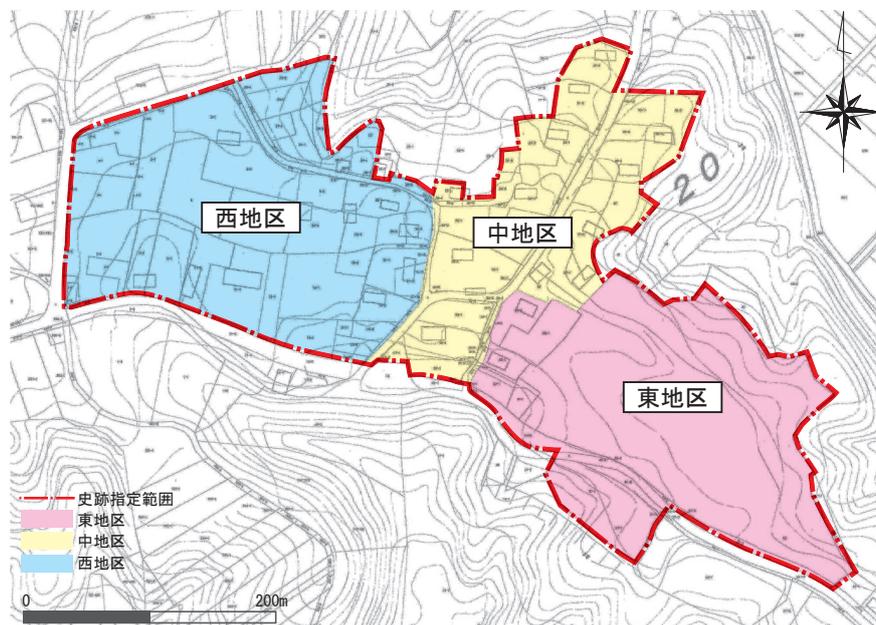
- ・明治時代から数々の研究者が発掘調査を行い、「榎林式土器」は土器編年研究に貢献した。

## (2) 本質的価値を構成する要素

二ツ森貝塚を構成する要素には遺構や遺物、史跡の周辺環境などがあり、「史跡二ツ森貝塚保存活用計画」において整理されている。

史跡二ツ森貝塚の本質的価値を構成する要素とその他の要素

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	基盤	自然地形	丘陵、河川に面した台地の緩斜面、沢で構成される地形
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の貝塚、竪穴住居跡、貯蔵穴、捨て場、土坑墓、道路状遺構
	遺物	縄文時代前期～中期の遺物	円筒下層・円筒上層・榎林式土器、骨角器、石器、石製品、動物遺存体等
その他の構成要素	植生	縄文時代を想起させる植栽	クリ、ブナ、ケヤキ
		植栽樹木	ケヤキ
		山林	植林によるスギ等
	復元建物		竪穴住居
	現代的な利用に係る施設等	道路・消火栓	町道・私道・消火栓
		管理施設	史跡案内板
その他現代的な利用に係る施設等		一般住宅、小屋、耕作地	
周辺環境を構成する要素	自然的要素	山林	植林によるスギ等
		自然地形	赤川、沢跡からなる低地、丘陵
	歴史的要素	縄文遺跡	李沢家ノ前(1)遺跡(遺跡番号128) 李沢家ノ前(2)遺跡(遺跡番号129) 李沢道ノ下遺跡(遺跡番号143)
		中世以降の遺産	春日神社
	現代的要素	一般住宅、墓地、橋、電柱、看板等	



地区区分 S=1 : 6000

## ① 遺構

### 貝塚

東地区第Ⅰ号貝塚：1 m程の厚さで堆積しており、シジミを主体にカキも若干混じる。ローム層を含めて5層からなり、第1層と第2層のシジミ純貝層との間には、カキ層がレンズ状に認められる。第3層はシジミ75%とカキ25%でシジミが圧倒的に多い。第4層は有機質を含んだ黒色の砂質土層で、場所によりかなりの厚さを持っている。第5層はローム層となる。

遺物は第1層から第4層にかけて検出されるが、第2層下部からが多い。貝層からはシカ、イノシシなどの獣骨、骨角製品、若干の石器、土器片なども出土している。

東地区第Ⅱ号貝塚：貝層は極めて薄く、貝の混じった混貝土層が厚くある。貝層は4層からなるが、レンズ状に入り込むものを加えると5ないし6層になる。この貝塚の特徴は、混じりのない1種類の貝によって1つの層をなすものが多い事である。特に最下層の貝層は、ホタテガイのみで構成される。また所々レンズ状をなす貝層にも同様の状態が見られる。貝の種類は26種類にのぼり、そのほとんどが鹹水性の貝である。

その他、東地区第Ⅲ号貝塚はヤマトシジミを主体とし、東地区第Ⅴ号貝塚からはヤマトシジミ、ハマグリ、イソシジミ、アサリ、カサゴ類、スズキ、マフグ類、シカ、イノシシ、ツキノワグマ、ノウサギなどが検出されている。西地区第Ⅱ号貝塚はヤマトシジミを主体とし、ハマグリ、ホタテ、イソシジミ、マガキ、アカニシ、マダイ、マフグ、ボラなどが検出されている。

### 竪穴住居跡

これまでの発掘調査で、縄文時代前期中葉から縄文時代中期後葉の竪穴住居跡が81棟確認されているが、圧倒的に中期後葉のものが多い。

### フラスコ状土坑

竪穴住居跡が密集する空間の隣接地には、フラスコ状土坑と呼ばれる貯蔵穴が多くつくられている。平成7年度の調査では25基のフラスコ状土坑が密集して確認された。貯蔵穴から人骨や埋葬犬が検出されたものもあり、埋葬施設に転用されたものもある。

### 道路状遺構と土坑墓

道路状遺構は西地区と東地区の間と遺跡の南東端にみられ、楕円形の土坑墓の間に土が硬く踏みしめられた状況が確認された。

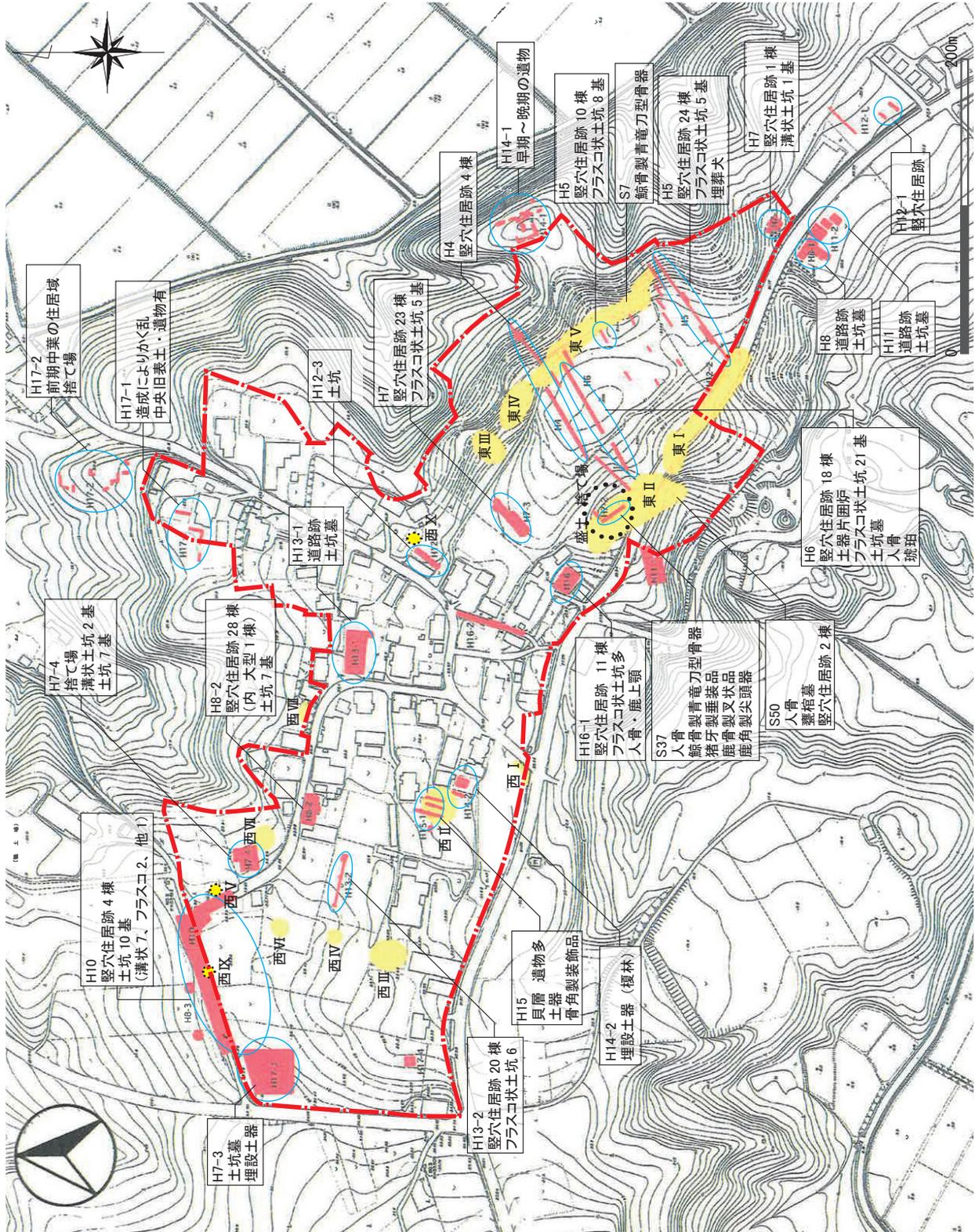
### 捨て場

東地区には縄文時代前期末から中期前葉の捨て場（盛土遺構）が確認されている。中地区は二ツ森貝塚の集落が営まれる初期、縄文時代前期中葉の土器の捨て場が確認されている。また西地区では中期中葉から後葉の捨て場が確認されている。

## ② 出土遺物

縄文時代前期中葉（円筒下層a式）から縄文時代中期後葉（最花式）までの土器が出土している。特に榎林式土器は、東北地方北部における土器型式の指標となっている。貝塚からは骨角器が多量に出土しており、漁労具の釣針や銚、刺突具、日常生活に使用された縫針、また鹿角や猪牙で作られた櫛や装飾品等もみられる。石槍や石鏃などの狩猟具、石斧や石匙、石皿、敲磨器などの石器や

貝製の腕輪も出土している。また、黒曜石やヒスイ、アスファルト等は交易品として持ち込まれたものと考えられる。祭祀に関わる遺物として、人面付土器や石棒、青竜刀形骨器、板状土偶、岩偶などが出土しており、当時の人々の精神文化を知ることができる。





竪穴住居跡



貝塚貝層断面



フラスコ状土坑から出土した人骨



フラスコ状土坑の埋葬犬



道路状遺構と土坑墓列



捨て場（盛土遺構）



県重宝・鯨骨製青竜刀形骨器 外



骨角器

遺構・遺物写真

### (3) 集落の時期変遷とその背景

#### ① 時期変遷と分布

遺跡内は大きく東地区と西地区に分かれ、変遷は4期にわたる。

##### 1) 前期中葉

(円筒下層 a 式～円筒下層 c 式期)

中地区の北側斜面に、円筒下層 a 式期の捨て場が形成される。

円筒下層 b 式期には徐々に東側に居住域を移し、東地区第Ⅱ号貝塚が形成される。

円筒下層 c 式期には北地区の台地はほとんど利用されなくなり、東地区に居住域を移した。



##### 2) 前期末葉～中期前葉

(円筒下層 d 式～円筒上層 b 式期)

東地区が居住域の中心となる。

中央に竪穴住居や貯蔵穴、東側に東地区第Ⅳ・東地区第Ⅴ号貝塚、西側に東地区第Ⅰ・東地区第Ⅱ号貝塚と、東地区捨て場（盛土遺構）が形成される。

中期前後に集落南東側で道路跡とそれに沿って土坑墓が作られる。



##### 3) 中期中葉

(円筒上層 c 式～円筒上層 e 式期)

居住域が東地区から西地区へ移っていく。

中央に竪穴住居や貯蔵穴、外側に西地区第Ⅱ・西地区第Ⅲ・西地区第Ⅴ号貝塚が形成される。



##### 4) 中期後葉

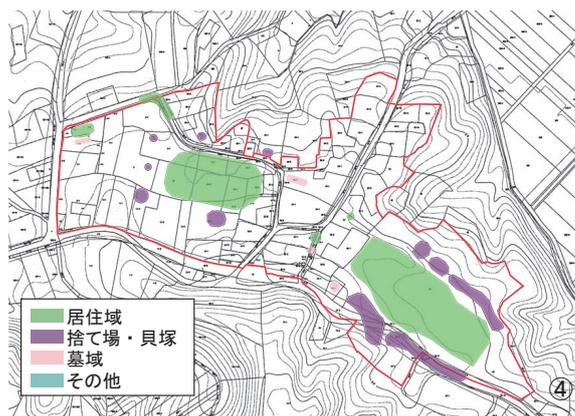
(榎林式～最花式期)

西地区の居住域が拡大し、東地区でも居住が再開する。

西地区・東地区共、中央に竪穴住居や貯蔵穴、その外側に貝塚が形成される。

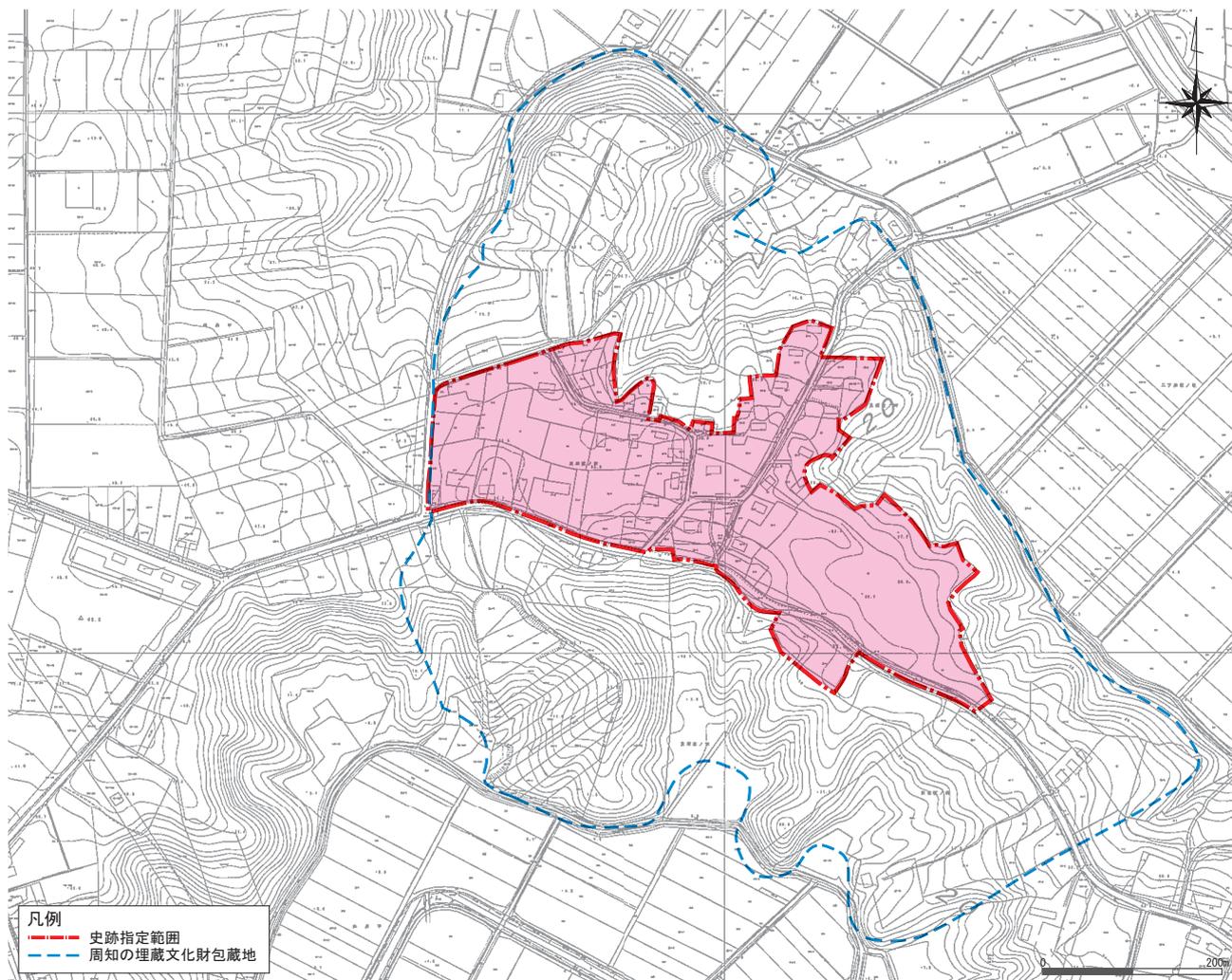
中地区には道路跡と土坑墓が形成されている。

最花式期には急激に集落規模が縮小する。



## ② 遺跡の広がり

二ツ森貝塚は、丘陵部台地を取り囲む東西約 800 m、南北約 1,000 m、約 35 万㎡の広がりを持つ周知の埋蔵文化財包蔵地で、この中心部分の約 11 万 8 千㎡が史跡である。

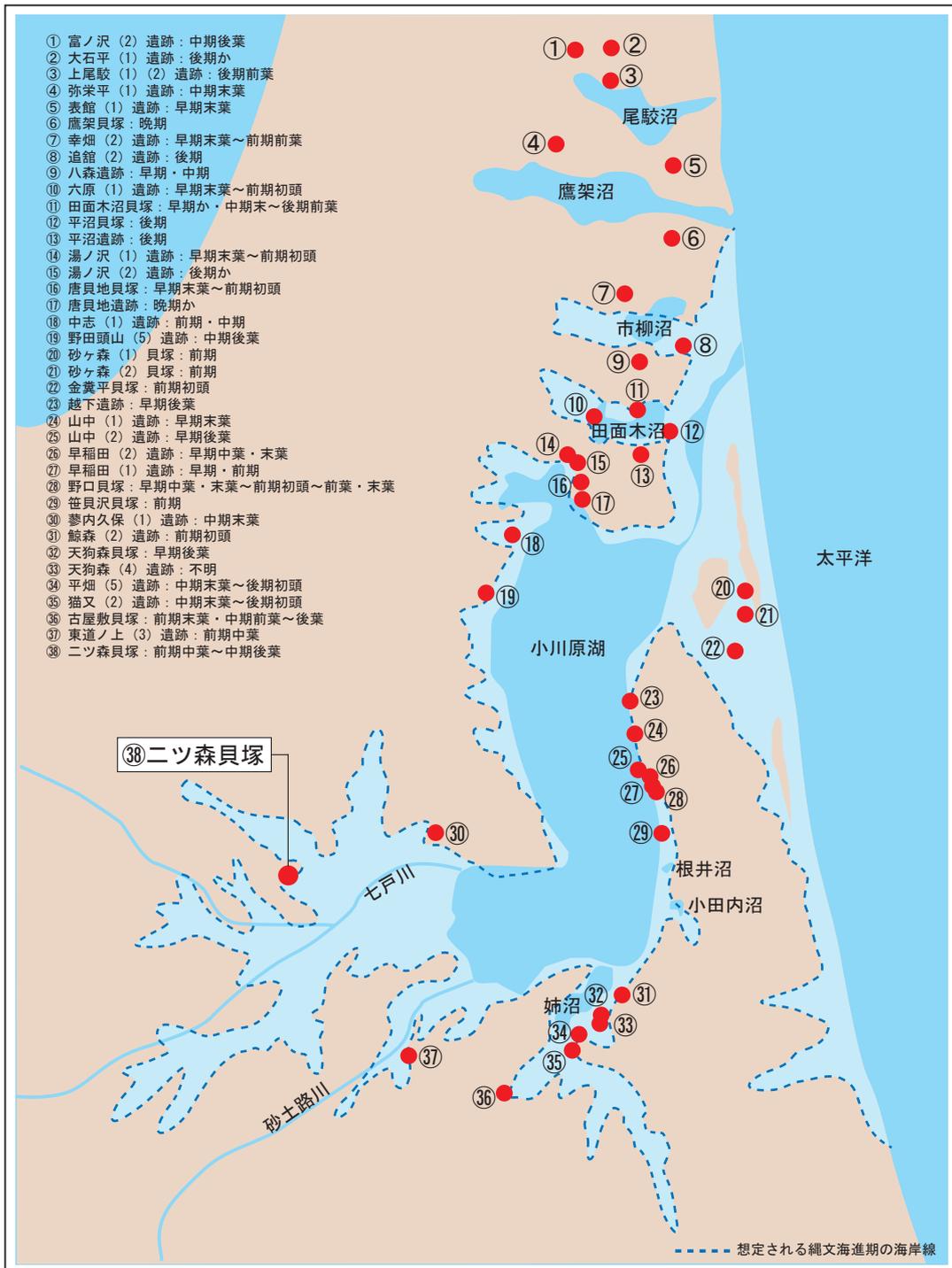


遺跡の広がり S=1 : 8,000

### ③ 小川原湖との関係

小川原湖は、面積約 63 km<sup>2</sup>、最大深度 26 m で、青森県内最大の湖である。周辺には多くの低地や小川原湖沼群と呼ばれる沼がある。太平洋の干満に合わせ、湖東北端の高瀬川を海水が行き来するため、淡水と海水が混ざり合う汽水湖である。「宝湖」と呼ばれるほど魚貝類が豊富に生息し、また渡り鳥の中継地点でもあり、豊かな自然に恵まれている。

小川原湖は、縄文時代前期頃は海進により、湖ではなく内湾（「古小川原湾」）であったと考えられている。その範囲は内陸にまで入り込み、二ツ森貝塚はその湾に接していたと考えられる。湖周辺からは多くの貝塚が発見されており、その数は北海道の噴火湾と並ぶ貝塚密集地である。

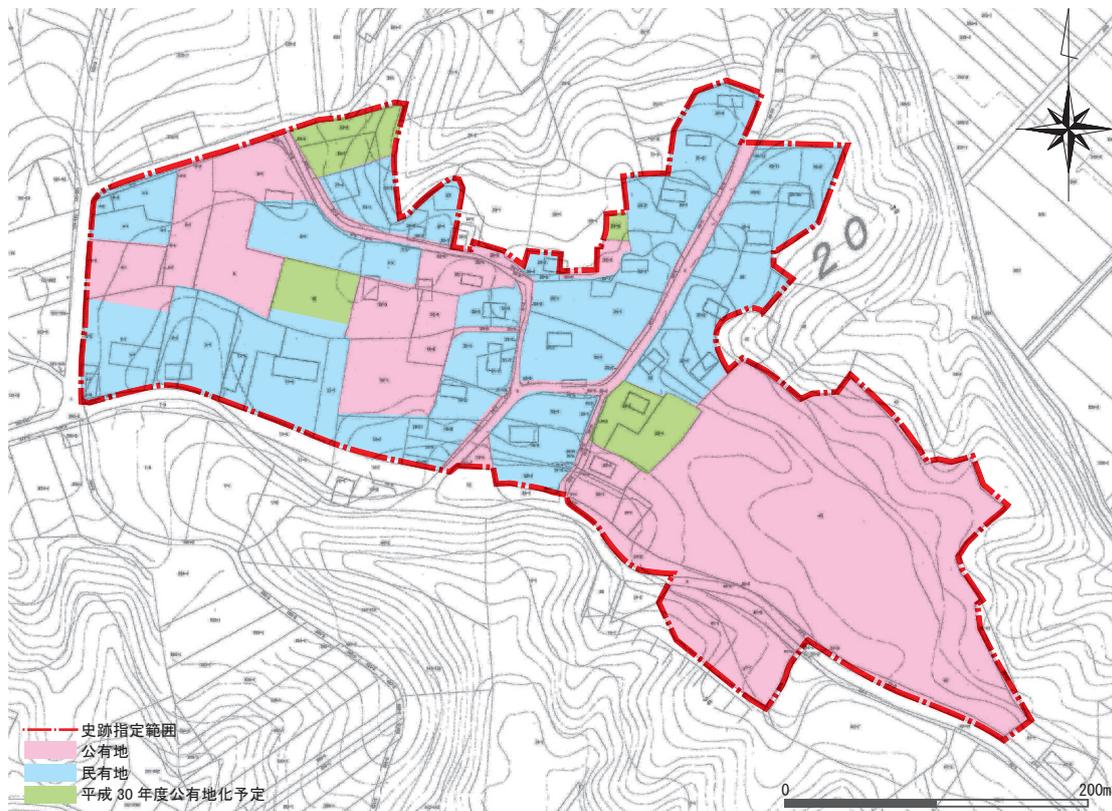


小川原湖周辺の貝塚及び動物遺存体出土遺跡（縄文時代）

『小川原湖周辺の縄文文化』（平成 27 年 八戸市埋蔵文化財センター＝川縄文館）をもとに加筆

#### (4) 公有地化の状況

指定面積は 117,910.10 m<sup>2</sup>であり、そのうち 52.9%にあたる 62,432.77 m<sup>2</sup>が公有地である。



公有地化の状況 S=1 : 5000 (平成 29 年度末時点)

#### (5) 現状と課題

##### ① 保存

###### 現状

史跡指定地の東地区はそのほとんどが公有地化され、適切に保護されている。しかし、町道昭和・二ツ森線沿いの斜面や北側の貝塚上面には貝が散在している箇所がある。

平成 27 年度に追加指定された西地区と中地区は、大半が私有地であり、宅地や耕作地として利用されている。特に耕作地では、過去に長芋の作付けによる地下遺構への影響が懸念されたが、近年は葉物野菜の耕作に内容が変化している。

なお、史跡指定地内には電柱、宅地、道路、水路などの現代的要素がある。

###### 課題

東地区の町道昭和・二ツ森線沿いの斜面や、北側の貝が散在している部分は、過去の耕作等による影響を確認する必要があり、表土が薄い場合には保護対策が必要となる。

西地区は、農地の公有地化を優先的に進め、地下遺構の保護を推進している。一方で、宅地には住民が生活している。またこの貝塚地区は遺跡とともに暮らしてきた歴史がある。当面は地域住民

から遺跡の保護への理解と協力を得つつ共存を図る。

## ② 活用

### 現状

史跡指定地のうち東地区は平成9年までに実施した整備事業により、竪穴住居の復元展示や解説板設置などを行い、史跡公園として整備されている。史跡公園は、常時一般公開されており、自由に見学できる。また、出土した遺物は、一部を中央公民館に展示している。現地では仮設ユニットハウスで遺跡の内容を説明するパネルや写真を展示している。

史跡公園開園当初から、近隣の貝塚地区の住民が中心となり、遺跡のガイド、イベントの支援等を行っている。その一環として、平成26・27・29年度には「ニツ森貝塚縄文まつり」を開催した。ニツ森貝塚の現地を見てもらうことを第一の目的とし、また、まつりを通して地域に経済効果をもたらせることの実証として実施した。縄文なべやジュース類の販売、ニンニク味噌など土産品の販売などを行った。平成29年度は、弓矢体験や地元の子どもによる楽器演奏、縄文なべや地元の農産品の販売を行っている。また、史跡の理解を深めるための「ニツ森貝塚を知る勉強会」や「ニツ森貝塚歴史フォーラム」、「ニツ森貝塚おもてなし検討会」などの研修会を実施し、またボランティアガイドの養成も行っている。

学校教育と連携して、七戸町内の小・中学校では遺跡を題材とした社会科の授業を実施する体制が整いつつある。また町内小・中学校を対象に「縄文出前教室」を開催している。

また、パンフレット・リーフレット等を作成し公共施設に設置している他、ホームページを作成し、広域への情報発信に努めている。

### 課題

平成27年度の追加指定により指定範囲が拡大したため、今後は西地区・中地区も含めた指定地全体での活用を図る必要がある。また、出土遺物は一部を中央公民館に展示しているものの、遺物のほとんどは文化交流センターに収蔵・保管しており、見学には事前予約が必要であり、十分な公開・活用が行われているとは言い難い。また、現地の仮設ユニットハウスでのパネル展示も十分とは言えず、今後は、遺物やパネル展示などを行う施設を設置するなど、来訪者への適切な情報提供を検討する必要がある。

## ③ 整備

### 現状

東地区は、平成7年度から9年度にかけ整備事業が実施された。盛土による遺構の保護、2棟の復元竪穴住居や園路、展望台、四阿、解説板などが設置され、遺跡北側には縄文時代の植生に相応しいクリやコナラなどの樹木植栽が成されている。また、史跡隣接地には駐車場と便所、水飲み場を設け史跡公園として整備した。その後、平成22年度には老朽化した復元竪穴住居の更新を行った。

平成9年度の一般公開以降、公園の維持管理を行うため地元住民により組織された「ニツ森貝塚遺跡保存協会」の活動により、便益施設や復元竪穴住居などが良好な状態で保たれてきた。また、復元竪穴住居は、縄文時代の雰囲気を感じることでできる施設としての役割のほか、支援団体の活動の拠り所となっている。

平成27年度に追加指定を受けた範囲については、公有地化を計画的に進め現状の維持管理を行っている。

## 課題

既整備は、遺跡の保護と公園としての活用を目的に実施されたため、本来あった史跡の地形上に公園中央部の盛土や園路が形成され、特徴的な起伏のある地形が目視できないほか、復元竪穴住居は、出土遺構の位置とは異なる場所に展示されているなどの課題がある。また、追加指定を受けた範囲も含めた史跡全体における東地区の現況からは、二ツ森貝塚の重要な要素である縄文時代の精神文化や長期間にわたる居住、学史的重要性などがわかりづらい状況にある。そのため、再整備にあたっては、二ツ森貝塚が伝えるべき要素をどのように表現すべきか、表現できないものについてはガイダンス施設で説明するなどの検討が課題である。なお、復元竪穴住居は、平成9年から現在まで遺跡保護の啓蒙や学校教育との連携に一定の役割を担ってきており、再整備までの間は引続き二ツ森貝塚の活動の拠り所として、その活用が望まれる。

遺跡周辺の樹林は、植林によるスギなどの針葉樹が多く、縄文時代の植生に相応しいものではないことが課題となる。

西地区・中地区は、保存についての理解と協力を得つつ共存を図り、当面は公有地化した部分の暫定整備を行う。将来的には史跡全体での活用を行うための整備を実施する必要がある。

また、来訪者に対して、これまでの調査内容や出土品等の情報を提供する施設が史跡周辺に無いことなどから、適切な情報提供や、遺跡の維持管理、活動の拠点施設を設けることが喫緊の課題である。

## ④ 管理・運営

### 現状

史跡の管理団体は七戸町であり、町が直営で管理している。担当は世界遺産対策室で、管理職1名と一般事務職員3名（うち埋蔵文化財専門職員1名）の体制である。草刈り等の日常管理や遺跡のガイド、イベントの支援等は、近隣の貝塚地区の住民が中心となり活動している。

### 支援団体

- ・二ツ森貝塚遺跡保存協力会（史跡地内の維持管理、便益施設の管理）
- ・「二ツ森貝塚」世界遺産を目指す会（縄文まつり、視察研修会、おもてなし検討会の実施）
- ・二ツ森貝塚ボランティアガイドの会（史跡案内）

### 関係団体

貝塚自治会、二ツ森常会、二ツ森地区老人クラブ、二ツ森地区婦人会、二ツ森地区子ども会  
七戸町立天間東小学校、七戸町商工会青年部、七戸町天間林商工会青年部  
七戸町文化ガイドの会、天間林歴史研究会、七戸歴史勉強会

## 課題

現状においては、貝塚地区の住民の協力を得ながら管理・活用の活動を行っているが、史跡の有効な活用のためには、地域住民だけでなく、町民全体の遺跡への理解と協力が不可欠であり、遺跡の維持管理や活用への参加を呼びかけるとともに、将来の活動を担う人材を育成する必要がある。

また、町の体制として、平成29年度に埋蔵文化財専門職員の採用と一般事務職員の増員を行い、体制強化の一助とした。今後は、整備事業に向けて事業量を勘案しながら担当部署の職員体制の充実を図るとともに、発掘調査へ向けての体制を整える必要がある。

さらに、今後の整備事業や活用に向けて、庁内の関連する担当課や、町内の支援団体等との連携体制を整える必要がある。



東地区既整備状況



東地区 既整備による竖穴住居



東地区 貝殻散在状況



東地区 既整備による展望台



東地区 既整備による四阿



東地区 既整備による駐車場

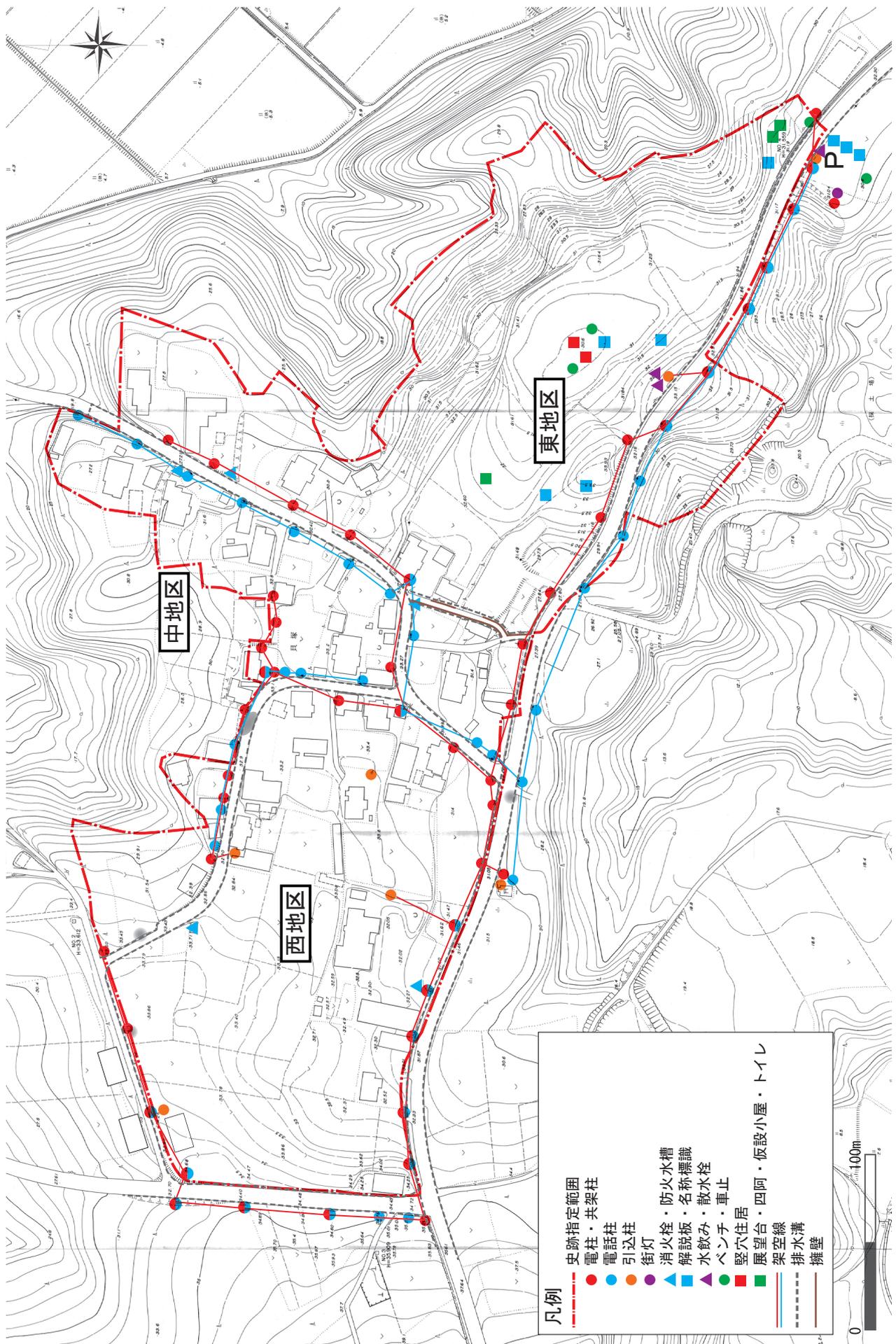


東地区 電柱



西地区 宅地、畑地、電柱

二ツ森貝塚の現状



## 第3節 史跡等の公開活用の為の諸条件の整理

### (1) 関連する計画

#### ① 史跡二ツ森貝塚保存活用計画

平成28年5月に、史跡を適切に保存・管理し、広く活用していくことを目的として、『史跡二ツ森貝塚保存活用計画書』が策定されている。この中で、保存管理の方法として史跡周辺を含む範囲をA～D地区に区分し、地区ごとの現状変更の取扱基準を定め、保存管理の方法を示している。整備事業にあたっては、地域住民の生活を考慮し、地区区分の見直しを行いながら取扱基準に従って計画し整備を実施する。

### (2) 関係法令

#### ① 農地法

史跡指定地内には農地があり、整備に伴い農地以外に使用する際には農地転用許可の手続きが必要となる。

#### ② 農業振興地域の整備に関する法律

史跡指定地内には農用地区があり、整備に伴い農地以外に使用する際には農振除外の手続きを経た上で農地転用許可の手続きが必要となる。

#### ③ 森林法

史跡指定地内には山林があり、地域森林計画の対象となっている民有林において、開発行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となる。

#### ④ 青森県景観条例

青森県景観計画区域において、一定の規模を超える建築物の新築や工作物の建設などの行為（大規模行為）については、青森県に届出が必要となる。七戸町は全域が青森県景観計画区域に指定されている。

## 第4章 基本構想

### 第1節 基本理念

- 地域の人々とともに遺跡を将来にわたり保存する
- 縄文時代の人々の暮らしに触れることができる整備・活用を目指す
- 周辺環境を保全する
- 遺跡をまちづくり・人づくりに活かす

二ツ森貝塚は縄文時代に人々が暮らした大規模な貝塚を伴う集落遺跡である。この貴重な遺跡を将来に向けて確実に保存することは現代の担い手である私たちの役目である。現在、史跡内には多くの住民が生活し、農業が営まれている。地名や苗字に「貝塚」とあるように、古くから遺跡として認識され、生活の中で守り伝えられてきた。今後とも地域の人々とともに遺跡や周辺の自然環境を保存・保全するあり方を目指す。

また、遺構や遺物からうかがえる縄文時代の豊かな暮らしに触れることができる整備を目指す。このことは、遺跡の整備やガイダンス施設などのハード面とともに、遺跡を舞台とした体験活動などのソフト面の取り組みにより実現されるものとなる。

この遺跡を将来にわたって守り伝え、長期間営まれた縄文時代の人々の暮らしに触れることができ、当時の地形が残されているこの地をまちづくり・人づくりに活かしていくことを基本理念とする。

### 第2節 基本方針

#### 整備・活用テーマ「二ツ森貝塚の人々の暮らし」

二ツ森貝塚は、縄文時代の古小川原湾に接した恵まれた環境にあり、前期中葉から中期後葉までの千数百年もの間営まれた貝塚を伴う大規模な集落遺跡である。貝塚と居住域などからなる当時の地形が良好に残り、また貝塚や竪穴住居跡、土坑などが数多く発見され、さらに遺物からは漁労・狩猟・採集を主体とする生業や、精神文化をうかがうことができる。本遺跡の整備と活用のテーマを「二ツ森貝塚の人々の暮らし」とし、基本理念の実現に向けて基本方針を以下に定める。

#### (1) 史跡の整備

##### ① 保存

二ツ森貝塚は、大規模な貝塚を伴う縄文時代の集落遺跡である。集落は東地区と西地区からなり、東地区は居住域の外側に貝塚が列状に並び、また西地区は貝塚が点在する。居住域からは竪穴住居跡や土坑が確認され、居住域をつなぐ道路状遺構や墓域なども確認されている。また、貝塚からは汽水と鹹水の多くの魚貝類や動物遺体等、骨角製装飾品等も出土している。フラスコ状土坑からは人骨や埋葬犬も出土した。

整備にあたっては、これらの地下に存在する遺構・遺物を将来に向けて確実に保存することを前提とする。

## ② 遺跡の表現

二ツ森貝塚は縄文時代前期中葉から中期後葉までの千数百年間もの間継続した集落遺跡である。

これまでの発掘調査により、縄文時代中期に遺跡の規模が最大となり、二ツ森貝塚の主体となる時期であることが判明していることから、整備の対象時期を縄文時代中期とし、二ツ森貝塚の大規模貝塚としての価値や拠点集落としての価値を表すものを中心にわかりやすい遺構表現を行う。

ただし、これまで実施された発掘調査の成果では、遺跡の全体像の把握に至っていないことから、今後の発掘調査の成果によっては、遺跡表現を行う時期を再検討する必要がある。

## ③ 憩いの場

二ツ森貝塚は、古くから地元の貝塚地区の人々と共にあった遺跡である。また史跡公園として整備・公開された当初より、地元の人々が日常管理や活動にも深く関わってきた。この遺跡と地域の人々の関係を将来にわたって維持しながら、地域の人々をはじめ訪れる人々の憩いの場となるような親しみやすい整備とする。

## (2) 展示・活動の拠点施設

二ツ森貝塚の本質的価値を周知し、また適切な情報提供を行うために、遺跡に近い場所に展示・活動の拠点施設（ここではガイダンス施設という）を設け、展示解説と情報発信を行う。また維持管理や有効な活用を行うための活動拠点とする。

## (3) 周辺環境の保全

遺跡は台地上に位置し、周辺には樹林が広がっている。この景観は当時の集落の風景を彷彿させるものである。今後は中長期的な取り組みにより林相改良をはかり、縄文時代の植生環境により近づけていく。

## (4) 活用・連携

### ① 活用・維持管理

二ツ森貝塚からは、縄文時代の人々の暮らしや生業、精神文化をうかがう事ができる数多くの遺構・遺物が発見されている。この遺跡の姿をより分かり易く伝えるために、整備と活用のテーマである「二ツ森貝塚の人々の暮らし」を体験できる活用を行う。

将来にわたっての遺跡の維持管理や活用の充実には、地域住民の協力が不可欠である。現在活動している地元貝塚地区の住民だけでなく、町民全体に活動の輪を広げ、官民協働による活動の体制を構築する。

### ② 各種の連携事業

二ツ森貝塚は、縄文海進時における古小川原湾に近接していた遺跡である。関連縄文遺跡との連携として、小川原湖周辺の貝塚や縄文時代遺跡の調査研究や活用の連携を図る。また、現在、世界文化遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つであることから、関連する縄文遺跡と連携し、より広い活用を図る。

七戸町内には、国史跡七戸城跡をはじめとする多くの文化財や文化施設がある。これら文化関連施設や観光産業と連携し、活発な活用を図る。

## **(5) 調査研究**

これまで東地区を中心に発掘調査が進められてきた。しかし、部分的なトレンチ調査であり、また土地利用の状況が多様であるため、未調査区域も残されている。さらに過去の調査成果の吟味が必要である。このことから、計画的な発掘調査等を行い、遺跡の全体像の解明に努める。また、調査成果の情報発信を行い、その成果を展示解説や整備に活かしていく。

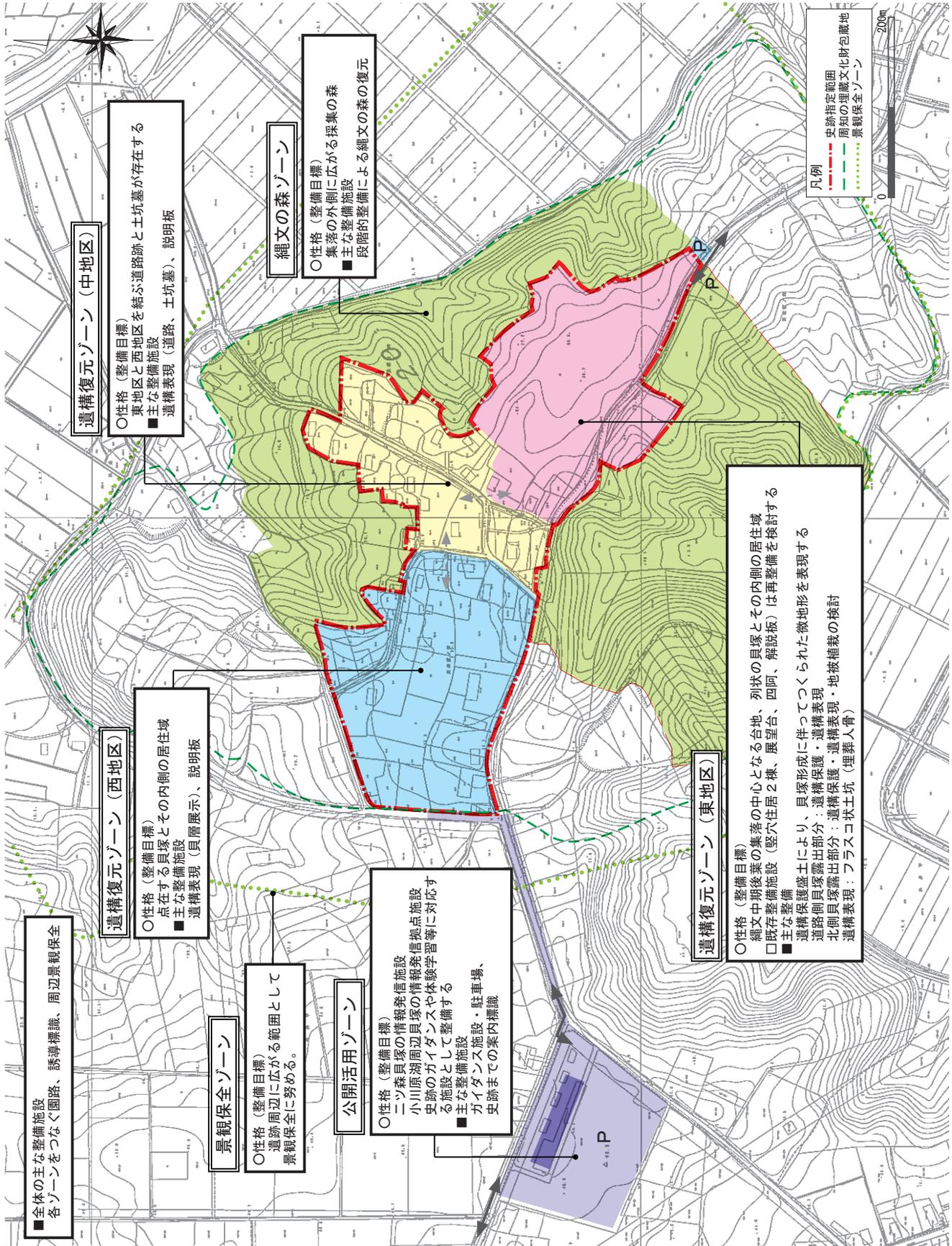
## **(6) 段階的な整備**

整備対象範囲が広く、史跡の公有地化が長期間に及ぶことから、早期に実現する短期整備と、中長期的な取り組みとする整備を区分した事業計画とする。また活用については、できることから積極的に取り組む。

# 第5章 整備基本計画

## 第1節 全体計画及び地区区分計画

整備計画は史跡の周辺地域も含んだ一連の環境を成す範囲を対象とし、大きく遺構復元ゾーン、縄文の森ゾーン、公開活用ゾーン、景観保全ゾーンに区分する。



整備ゾーニング図 S=1：6,000

## (1) 遺構復元ゾーン

集落の中心となる台地部分で、大規模な貝塚や居住域が展開する地区である。

現状の土地利用や公有地化、また発掘調査の状況から東地区と西地区、中地区に分けた計画とする。

### ① 東地区

東地区は、平成7～9年（史跡指定前）に整備され、既に公開されている範囲であることから、優先的に再整備を行い公開を目指す。

二ツ森貝塚の特徴である、貝塚等の起伏のある地形を表現する。また、現状で貝層が一部露出する道路側斜面は保護と展示を兼ねた土留施設を設ける。貝塚の広がりを視覚的に表現し、人骨や埋葬犬を伴うフラスコ状土坑など特徴的な遺構の表現を行う。また、竪穴住居は復元展示を検討する。

### ② 西地区・中地区

西地区・中地区は、公有地化した部分の暫定整備により遺構を保護する。西地区は貝塚の貝層表示による遺構表現を行い、公有地化と確認調査の進捗を受けて、改めて整備計画を策定する。中地区は将来的に、道路状遺構と墓域の遺構表現を行う。

## (2) 縄文の森ゾーン

集落の外側に広がる採集の場として、縄文時代の植生環境と景観に近づけ、また体験の場として活用する。現状で広葉樹林とスギ林が混在するが、民有地である為、森林の所有者の理解と協力を得て、長期的に林相改良を図る。

## (3) 公開活用ゾーン

史跡内の整備では表現できないものを来訪者に伝えるためガイダンス施設を設置し、出土品や貝層の剥ぎ取り模型などにより展示の充実を図る。また、史跡の導入部として大型駐車場や多目的利用を想定した広場を設ける。さらに、遺構復元ゾーンを俯瞰できる動線を確保する。

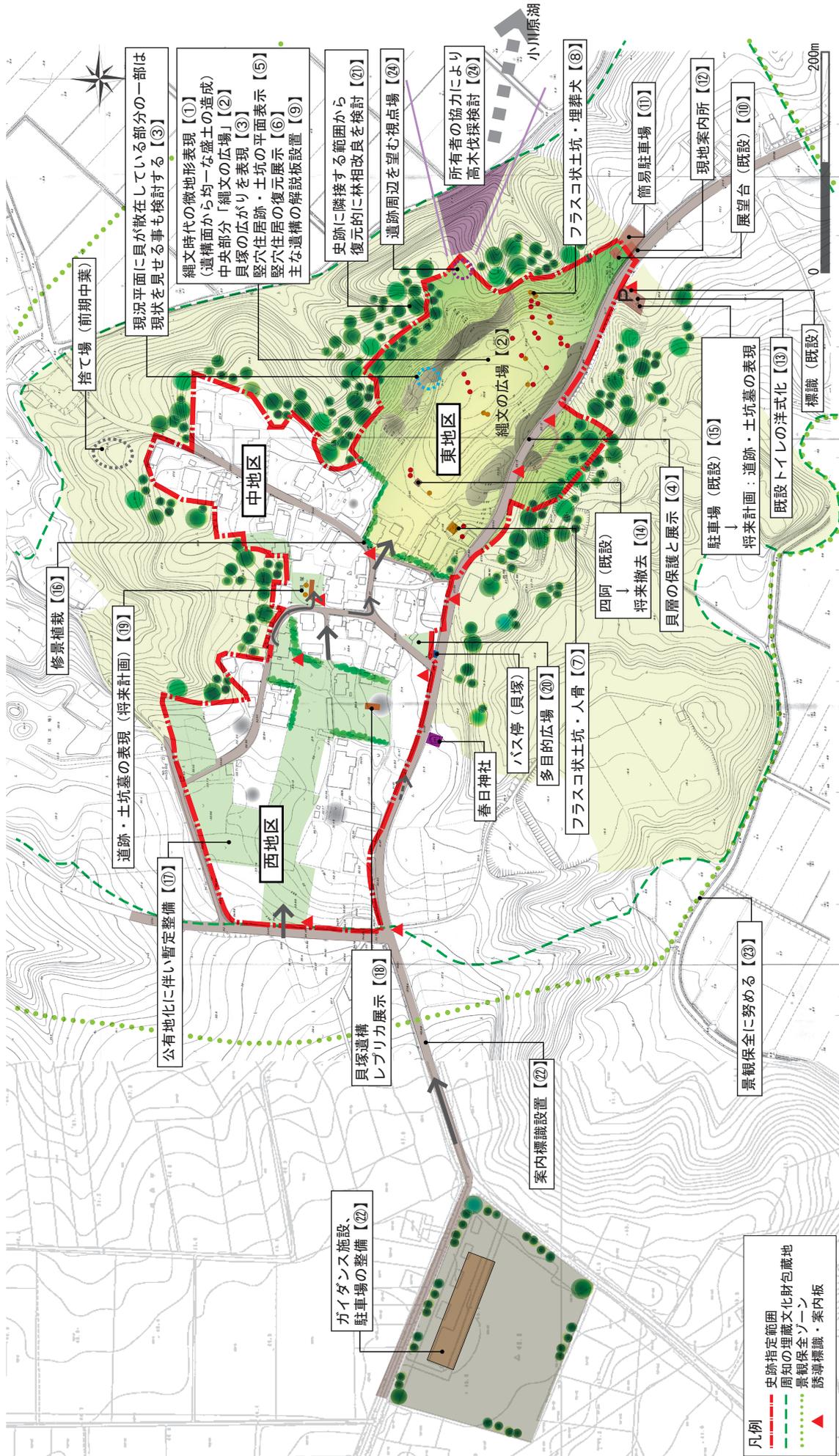
## (4) 景観保全ゾーン

遺跡と一体的な景観をなす範囲であり、住民の協力を得て景観保全に努める。また、所有者の協力を得て高木伐採を検討し、遺跡周辺を望む視点場を設ける。

地区区分と整備概要

地区	性格	整備内容	NO	
遺構復元ゾーン	東地区 集落の中心となる台地部分 大規模な貝塚や居住域が展開する地区	地形造成・遺構保護	列状に形成された貝塚の盛り上がりと、中央部分の緩く窪んだ居住域・広場の微地形を遺構保護盛土によって表現する	①
			中央部分を「縄文の広場」として主な体験活動や憩いの場所とする	②
		遺構表現	貝塚の広がりを視覚的に表現する	③
			貝層が一部露出する部分は、その保護と展示を兼ねた土留施設を設ける	④
			居住域の竪穴住居跡と貯蔵穴の分布を視覚的に表現する	⑤
			竪穴住居の復元展示を検討する	⑥
			人骨を伴うフラスコ状土坑の立体的な展示を行う ガイダンス施設で展示することも検討し、その場合は解説板を設置する	⑦
			埋葬犬の墓の立体的な展示を検討する ガイダンス施設で展示することも検討し、その場合は解説板を設置する	⑧
			主要な遺構について原位置に解説板を設置する	⑨
		屋外施設	既設の展望台を利用する	⑩
			簡易駐車場を設ける	⑪
			現地案内所を設ける	⑫
			現状のトイレは洋式化する	⑬
			既設の四阿は、将来的には撤去する	⑭
			既設の駐車場は、将来的には撤去し、道路と土坑墓の表現を検討する	⑮
		修景・植栽	民有地との境界に修景植栽を施す	⑯
	西地区 貝塚が点在しその内側に居住域がある地区	遺構保護	公有化した土地は、暫定整備として整地し、表土が薄い範囲は保護盛土を施す	⑰
		遺構表現	貝塚(西Ⅱ)の整備を行う	⑱
		修景・植栽	民有地との境界に修景植栽を施す	⑰
	中地区 東地区と西地区を結ぶ道路状遺構や墓域が存在する地区	遺構保護	公有化した土地は、暫定整備として整地し、表土が薄い範囲は保護盛土を施す	⑰
		遺構表現	将来計画として、道路跡を伴う墓域の整備を行う	⑲
		屋外施設	貝塚バス停に隣接して多目的広場を設ける	⑳
		修景・植栽	民有地との境界に修景植栽を施す	⑰
	縄文の森ゾーン	集落の外側に広がる採集の森	所有者の協力を得て長期的に林相改良に取り組み、縄文時代の植生環境と景観に近づける	㉑
公開活用ゾーン	二ツ森貝塚の情報発信施設として史跡の展示解説や活用の拠点、維持管理の拠点とする	既存施設を利用したガイダンス施設の整備、駐車場の整備を行う 遺跡までの案内標識を設置する。	㉒	
景観保全ゾーン	遺跡周辺に広がる範囲	遺跡と一体的な景観をなす範囲であり、景観保全に努める	㉓	
		所有者の協力を得て高木伐採を検討し、遺跡周辺を望む視点を設ける	㉔	

※ NOはP33全体計画図内の番号に対応する



全体計画図（中期計画完了時） S=1 : 5,000

## 第2節 動線計画

### (1) 遺跡周辺の動線

公開活用ゾーンに整備されたガイダンス施設を起点とし、東地区まで向かう徒歩による動線は、町道の歩道を下り西地区の西端より史跡内に入り、西地区から中地区を抜けて東地区まで辿るものとする。

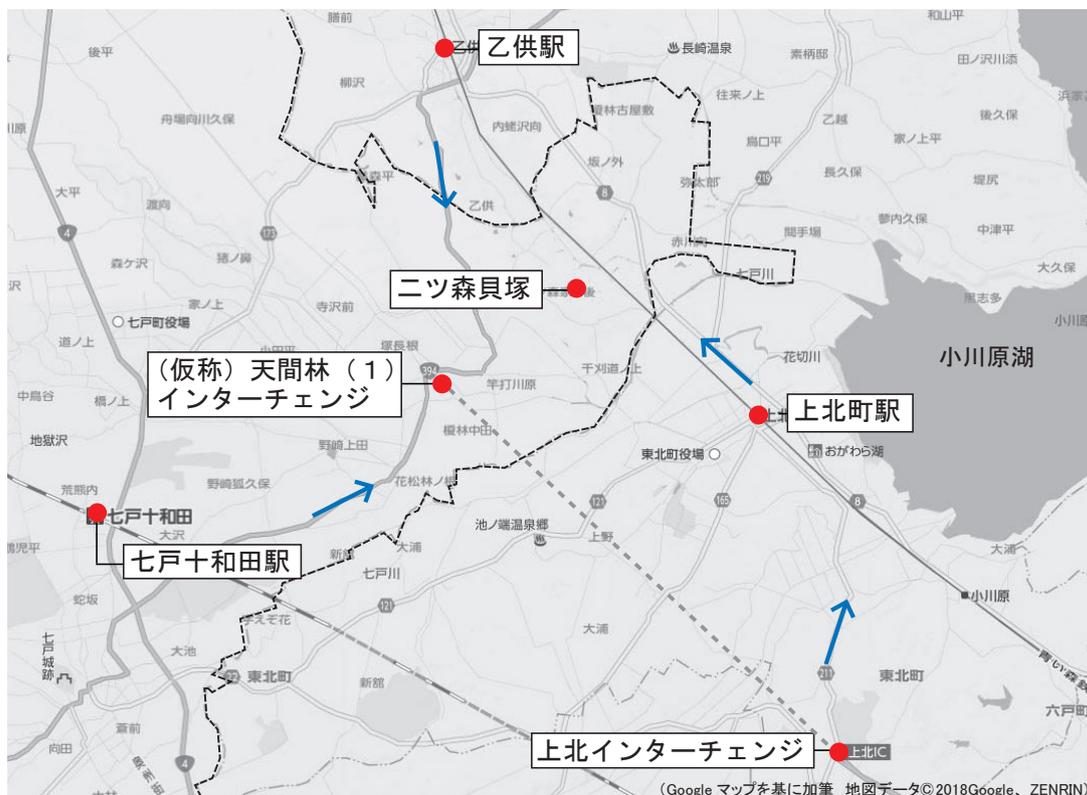
東地区内では復元する地形を損なわないよう園路は設けず、自由動線とする。

また、車椅子利用者への対応として、中地区の南にある貝塚バス停付近に車両の一時駐車ができる多目的広場を設け、そこから東地区の西に入る。なお、車椅子利用者の動線を確保するために園路が必要な場合、芝保護材の利用などによる仕様とし、視覚的に線形を感じさせないものとする。

史跡の東端に既整備された駐車場と便所は、当面これを維持するとともに、公開活用ゾーン整備までの駐車場不足に対応するため、隣接地に簡易駐車場を設置し、ここから東地区に入る。公開活用ゾーンが整備された後には現状の駐車場・便所を撤去し、墓域と道路状遺構の表現整備を検討する。

### (2) 遺跡へのアクセス

二ツ森貝塚へのアクセスについて、公共交通機関では難しいため自家用車やタクシーでの往来となる。東北新幹線七戸十和田駅や青い森鉄道の乙供・上北町駅からの道路標識、また上北自動車道や国道4号からの道路標識を検討する。



二ツ森貝塚へのアクセス

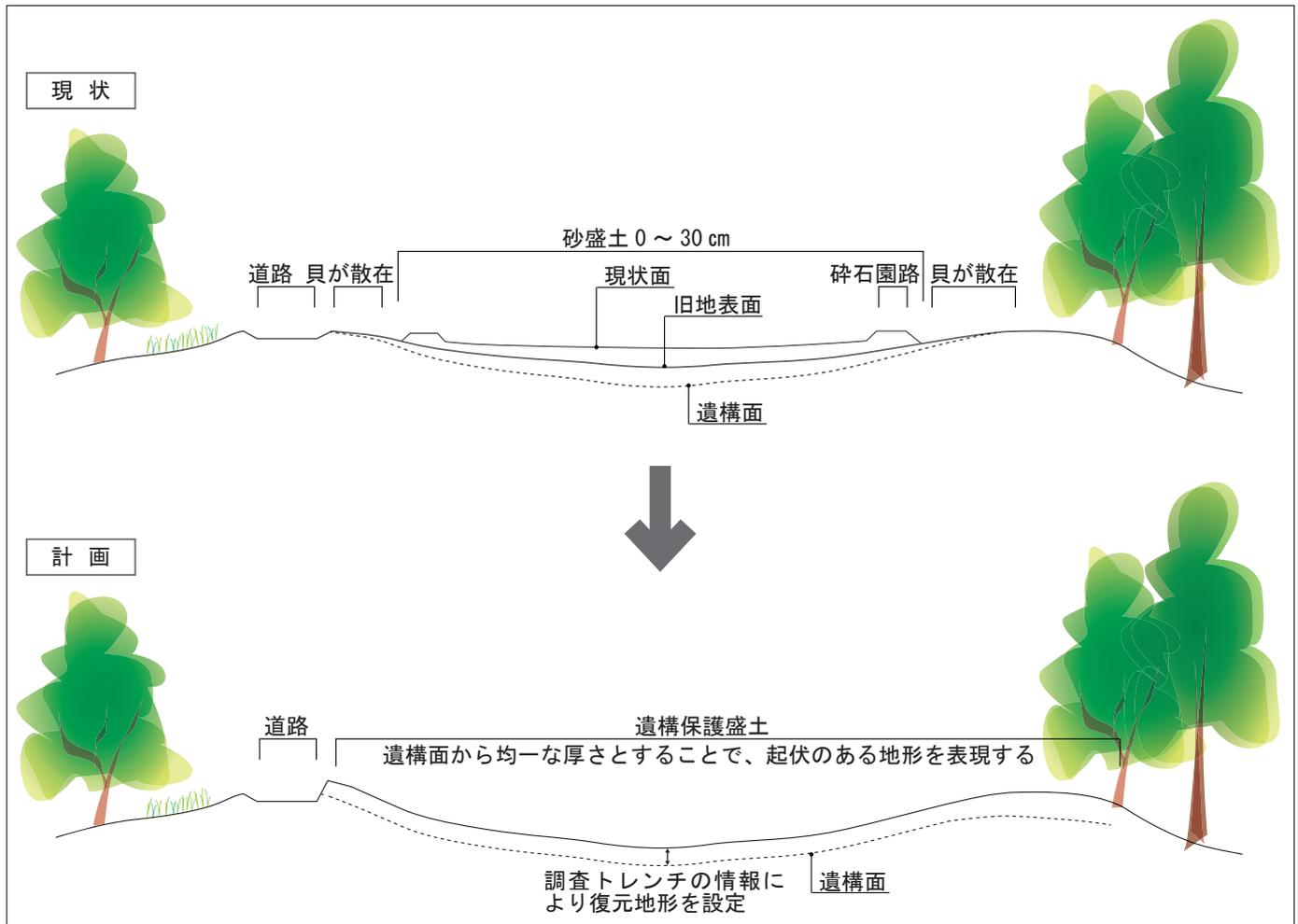
### 第3節 遺構保護及び地形造成に関する計画

#### (1) 地形造成

##### ① 東地区 【①】

貝塚と居住域からなる起伏のある地形が良好に残るが、過去の整備により緩やかな窪みに最大30 cmの盛土がなされ、また園路の盛土により旧地形が分かり難くなっている。

この整備では、発掘調査の情報に基づき遺構面から均一な高さまで遺構保護盛土を施すことで、遺構保護と地形復元を行う。



東地区 遺構保護・地形造成 断面模式図

##### ② 西地区・中地区 【⑱】

暫定整備とする範囲では、基本的に現状地盤を整地するが、表土に貝が散在する範囲では保護盛土を施す。

## 第4節 遺構の表現に関する計画

### (1) 東地区

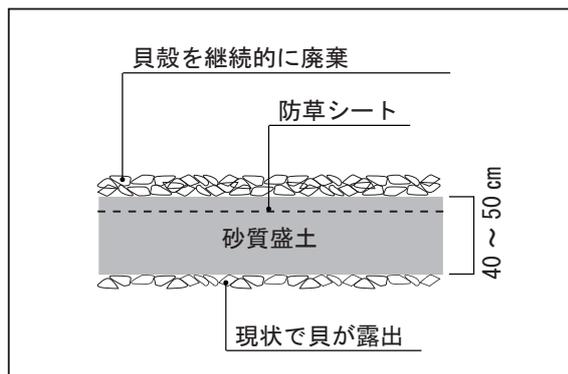
#### ① 貝塚の表現 【③】

表土の下に防草シートを敷設し、保護盛土の上面に出土したものと同種の貝を散在させる。

二ツ森貝塚では、縄文時代の海進・海退に伴う環境変化によって貝塚を構成する貝の種類に変化が見られる。縄文時代前期は、鹹水性のハマグリ、シオフキ、オオノガイ等が主体をなし、縄文時代中期は汽水性のヤマトシジミが主体となる。整備の中心年代を縄文時代中期としていることから、散在する貝はヤマトシジミを用いる。

貝の散在は整備工事として行うもののほか、小川原湖産のヤマトシジミを用いた体験活動を行い、継続的に補足していく方法が考えられる。

また、北側の貝塚は、現状で貝が散在している部分があるが、整備前に畑地として利用されていた際の耕作により巻き上げられたものと考えられる。発掘調査を実施し、保全に問題がないことを確認した上で現状をそのまま展示に活用することも検討する。この場合、雑草対策等の維持管理の手法を検討する必要がある。



貝塚の表現



北黄金貝塚（北海道伊達市・縄文時代）

写真：NPO 法人だて観光協会 HP より転載

## ② 道路沿いの貝層表現 【④】

町道昭和・二ツ森線沿いの貝が散在する斜面は、今後斜面の表層が流失する恐れもあることから、土留を兼ねたプレートを設置し、遺構を保護する。そのプレート表面に貝層の剥ぎ取りから型取りした複製（FRP等）を貼り付け、貝層断面を表現する。あるいは、貝層断面の写真を展示する。



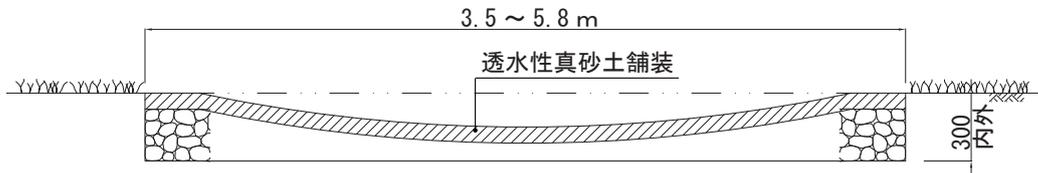
道路沿いの貝層表現 S=1 : 30

## ③ 竪穴住居跡・土坑の表現 【⑤】【⑥】

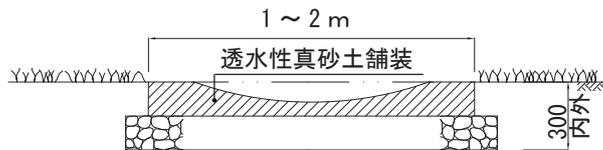
居住域の発掘調査トレンチからは夥しい数の竪穴住居跡と土坑が確認されている。その中から縄文時代中期のものを選定して平面表示を行い、全域に分布する様子を表現する。

表現方法として、竪穴住居跡と土坑の痕跡を現わすことを意図した窪みによる表示を行う。

工法としては、草の発生や埋没を生じない土系舗装材の利用などが考えられる。



竪穴住居跡表現 S=1 : 30



土坑表現 S=1 : 30



住民跡  
西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市・縄文時代）



住居跡（右）・土坑（左）  
西鹿田中島遺跡（群馬県みどり市・縄文時代）

## ○ 住居の復元

竪穴住居については、調査成果をもとに復元展示による活用と効果を検証し、整備の実施を検討する。復元展示する場合、活用事業の中で町民参加により行うことも検討する。



現状の竪穴住居



現状の竪穴住居（内部）



竪穴住居づくりの体験（三内丸山遺跡）



竪穴住居づくりの体験（三内丸山遺跡）

#### ④ フラスコ状土坑・合葬墓の複製展示 【⑦】

フラスコ状土坑から人骨が発見された状況を地下に複製展示する。

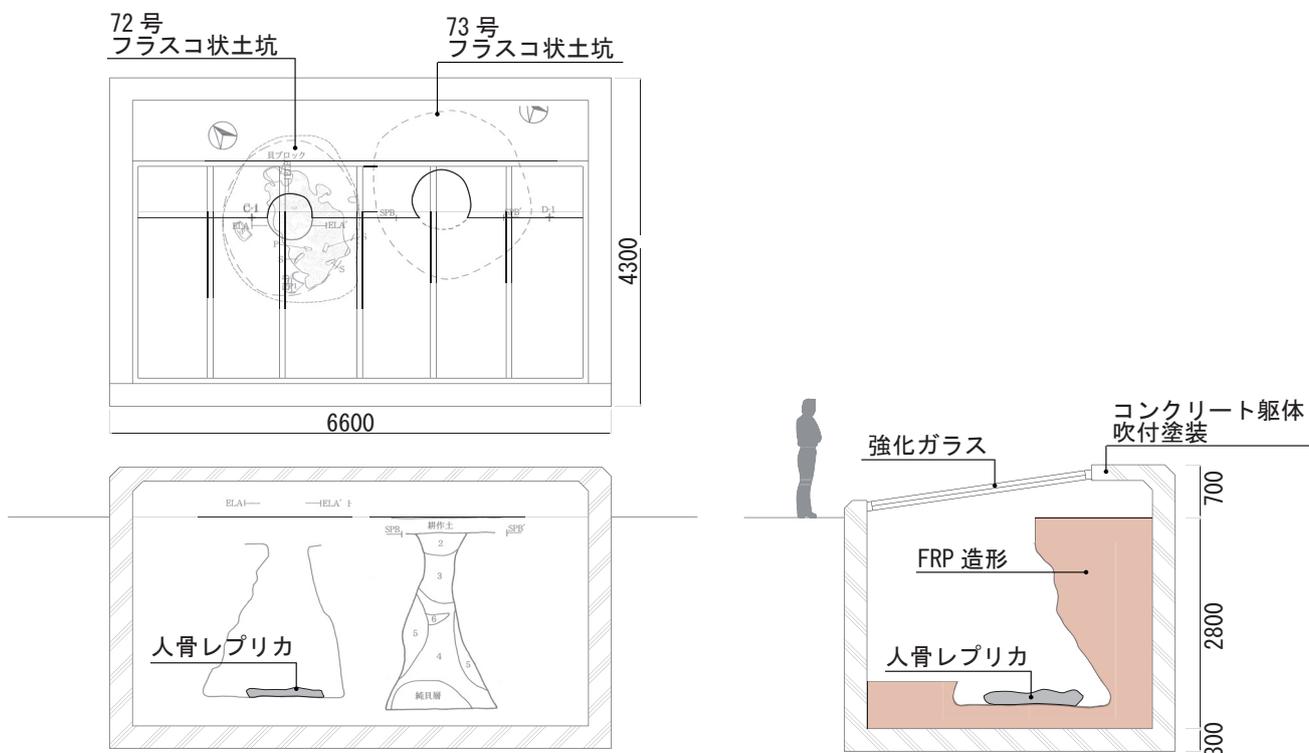
この遺構は発掘調査時に周囲を掘削し、取り上げて保存しており、現地に遺構が存在しないことから、地下遺構を破壊することなく複製展示が可能となる。その原位置に2基隣接するフラスコ状土坑の断面と、人骨の複製（FRP）を設置し、地上から覗き見るような展示施設とする。なお展示方法として、現地ではなくガイダンス施設での原寸大模型による展示とし、近くから見学できるようにすることも検討する。その場合、現地には位置表示と解説板を設置する。



フラスコ状土坑・人骨 出土状況



フラスコ状土坑・人骨 出土状況



フラスコ状土坑・人骨の展示 S=1 : 50

## ⑤ 埋葬犬の墓の複製展示 【⑧】

フラスコ状土坑に幼犬を丁寧に埋葬した遺構について、現地での複製展示を行う。この遺構は発掘調査時に断面の剥ぎ取り保存をしていることから、埋葬犬と剥ぎ取り断面の複製製作・設置が可能である。ただし、人骨同様、ガイダンス施設での展示も検討する。その場合は現地に位置表示を行い、解説板を設置する。



フラスコ状土坑 埋葬犬 出土状況



犬が埋葬されたフラスコ状土坑の剥ぎ取りと埋葬犬

## (2) 西地区

### ① 貝塚の展示 【⑩】

西地区第Ⅱ号貝塚では3条のトレンチが設けられ、貝層の断面の剥ぎ取りが行われている。

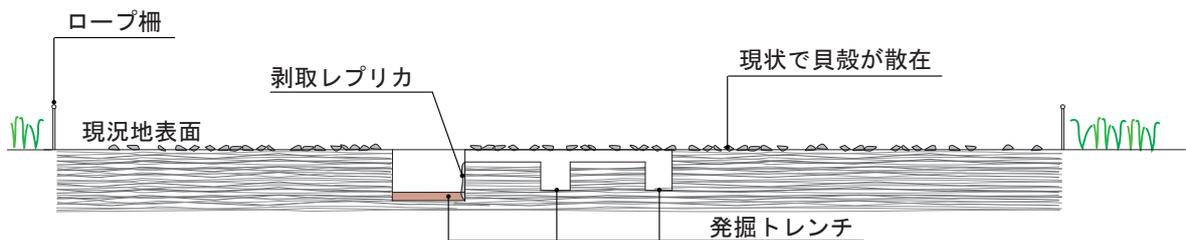
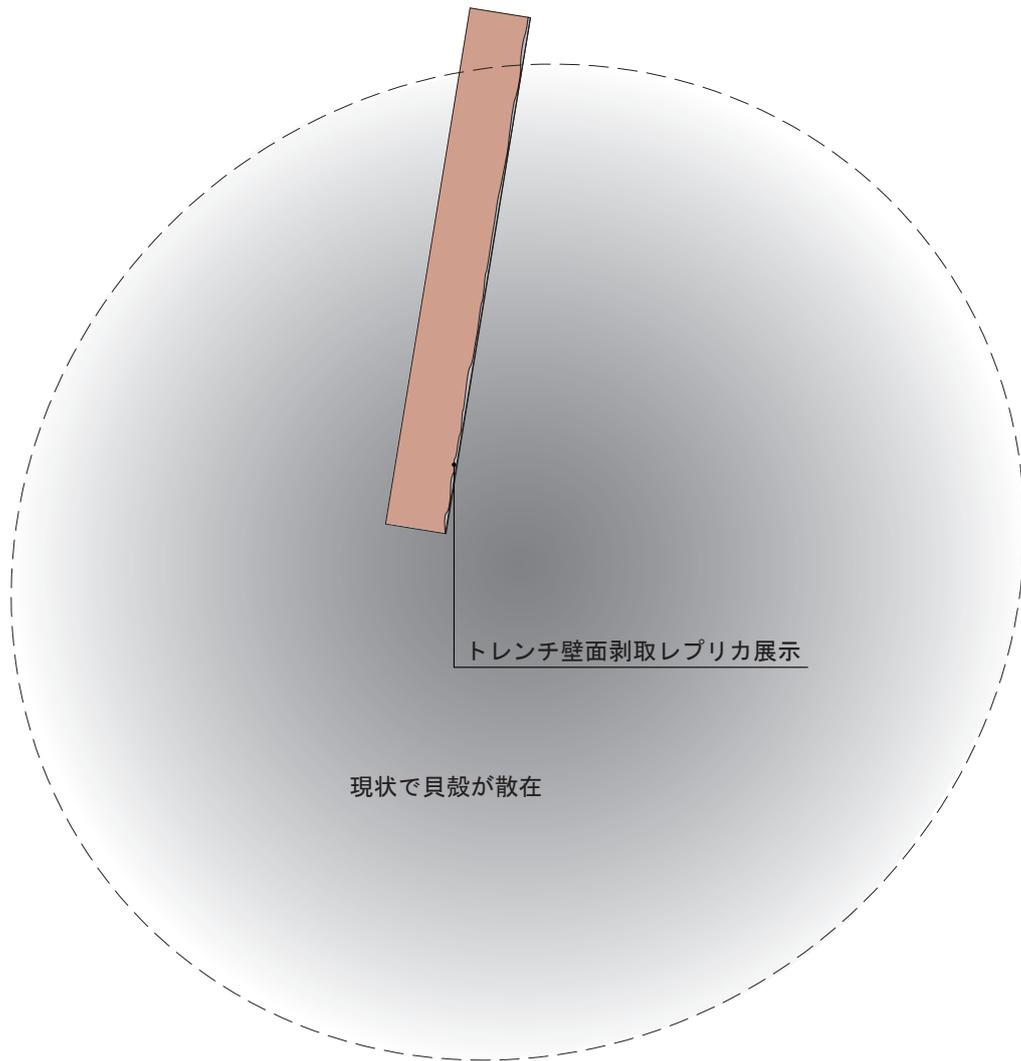
剥ぎ取りが成されたトレンチについて、発掘調査時の状況を模した表現とする。発掘調査時と同様にトレンチをつくり、剥ぎ取り資料から型取りした複製(FRP)をトレンチの断面に展示する。また、貝塚範囲の表現として、現況地表面に貝殻が散在している状況をそのまま活用する。



貝層 出土状況



剥ぎ取り断面



貝塚 発掘調査時の状況展示 S=1 : 20

### (3) 中地区

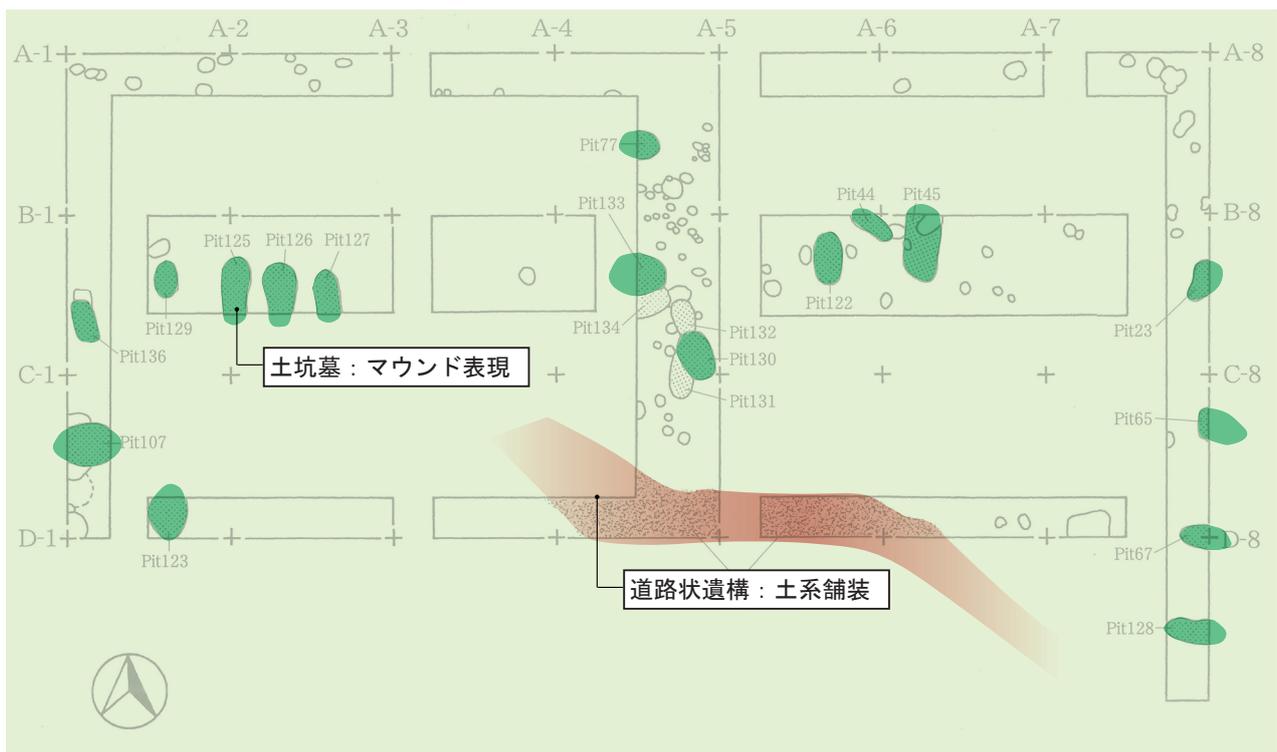
#### ① 墓域と道路状遺構の表現 【19】

発掘調査によって確認された列状に並ぶ土坑墓と道路状遺構を地上に表現する。

現状地盤に遺構保護盛土を施し、その上に土盛りで墓を表現し、道路は土系舗装材による表現とする。



小牧野遺跡（青森県青森市・縄文時代）



土坑墓・道路状遺構 表現

## 第5節 修景及び植栽に関する計画

### (1) 修景植栽 【16】

東地区の整備については、縄文時代の地形の顕在化を優先して行う。また遺構保護の観点から樹木の新たな植栽は行わない。

西地区および中地区を中心に営まれる民家と東地区整備地との間には、緩やかに景観を遮る緩衝植栽を施す。この植栽は将来移植の可能性があること、また遺構保護のため植穴の底に防根シートを敷設する。

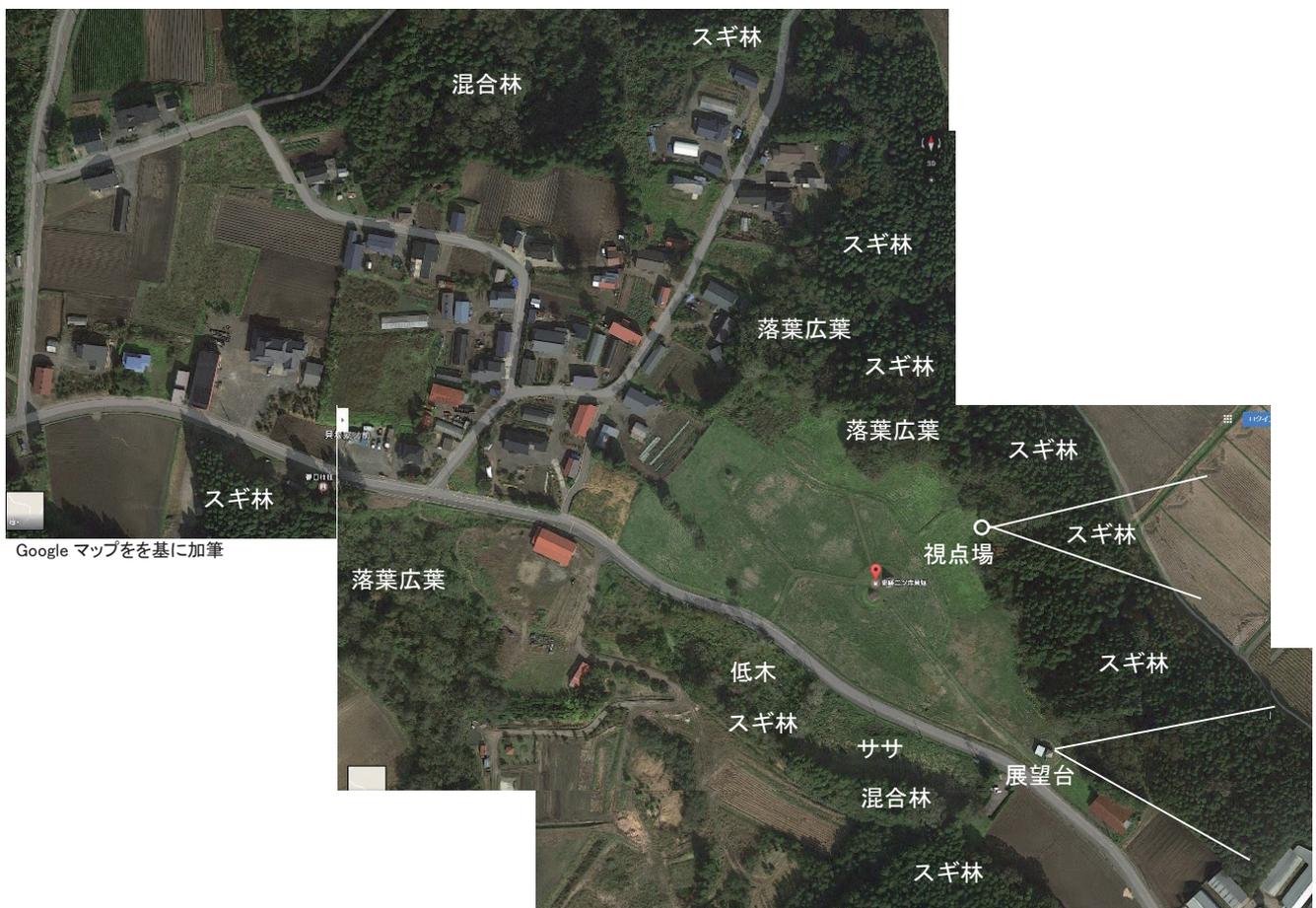
### (2) 林相改良 【21】【23】

史跡周囲の縄文の森ゾーンについて、現状ではスギ林が主体となる。今後、縄文時代の植生に相応しい落葉広葉樹林に中長期的に近づけていく。まずは、史跡に近い範囲からスギを伐採し、クリ・コナラなどの有用植物や、ミズナラ・ヤマハンノキ・アカシデ・ウリハカエデなどのナラ林の樹種を苗木や実生から育成していく。

また、景観保全ゾーンについて、遺跡と一体的な景観をなす範囲では、その景観の保全に努める。この取り組みは森林所有者の理解と協力を得ながら実現を目指していく。

### (3) 遺跡周辺を望む視点場 【24】

この整備では、小川原湖が迫ったと考えられる台地周辺の平坦な水田面を望む視点場を設け、解説板を設置する。この視点場として、東地区の史跡指定地北東端や、既設展望台が考えられる。また、視界を遮る高木の伐採については、森林所有者の協力を仰いでいく。



現状植生と植栽計画

## 第6節 案内・解説施設に関する計画

名称標識や案内板、解説板などを適切な位置に設ける。設置にあたっては、意匠を統一し、縄文時代の地形や環境を考慮したものとする。

### (1) 名称標識・標柱

現在、東地区の東端駐車場に名称標識が設置されている。また、史跡内に仮置き型の標識が2箇所設置されている。

東端駐車場の名称標識は現状を維持する。東地区の仮置き名称標識は、同地区の再整備に伴って位置を定め、統一した意匠のものを設置する。

また、文化財保護法に規定されている標識は、再整備に伴い設置する。

### (2) 誘導標識・案内板

町道昭和・ニツ森線からの出入口となる地点に誘導標識を設置する。また、主な出入口となる東地区の東端付近や西端付近には案内板を設置する。

### (3) 解説板

犬の埋葬状況など複製展示や位置表示について、適宜解説板を設置する。表示内容は写真や図面など視覚的に判りやすいものとし、詳細情報は遺跡ガイドによる解説やガイダンス施設の展示などで提供する。

また見学者の理解と興味を深める方法として、現在設置されている小解説板を今後とも継続し、例えば季節ごとに更新するなど新しい情報を提供することを検討する。



東地区東端駐車場の名称標識



東地区の仮置き名称標識



解説板事例（西鹿田中島遺跡）



解説板事例（伊勢堂岱遺跡）



現状の小解説板

## 第7節 公開・活用施設に関する計画

### (1) 園路

東地区内は縄文の景観を優先することから特別な園路は設けず、基本的に自由動線とする。ただし、歩きやすさや車椅子の対応として、必要な場合は目立たない素材の芝保護材等の敷設による最小限の園路を検討する。

西地区・中地区は、暫定整備の間は特別な園路は設けない。本格的な整備の際には東地区と同様の整備を検討する。

### (2) 展望台

東地区の東端に既整備による展望台が設置されている。東地区全域を見渡せる有効な施設であるので今後とも維持するが、史跡内に設置されている為、老朽化し建替えを行う際には史跡外の隣接地へ移設する。

### (3) 四阿

東地区の西寄りにマウンド状の盛土を施した既設の四阿がある。この盛土と四阿の形状は復元景観にそぐわないと考えられるため、当面はこれを維持するが、耐用年数の経過後には撤去と整地を検討する。

### (4) 腰掛

景観の障害とならない場所に適宜腰掛を設置する。東地区では樹林付近の緑陰を利用することなどが有効となる。



芝保護材（施工当初・西鹿田中島遺跡）



芝保護材（施工1年目・西鹿田中島遺跡）



既設展望台



既設四阿

## 第8節 周辺諸施設に関する計画

### (1) 簡易駐車場

現状で不足している駐車場の整備が急務となっている。史跡東端の隣接地に簡易駐車場を設ける。この場所は遺跡が広がる可能性があることから、恒久的な施設とはせず、今後も確認調査が可能な状態を維持し、施工方法は現状地表面に砕石敷き等を行うものとする。

### (2) 現地案内所

現在、展望台に隣接して簡易なユニットハウスを設け、「二ツ森貝塚遺跡保存協力会」の活動拠点として来場者への案内展示や遺跡ガイドの養成講座などに用いている。

再整備にあたっては展示や養成講座はガイダンス施設に移行することが有効となるが、現地にも遺跡ガイドや管理作業の待機場所や物置が必要となる。

今後は、簡易駐車場を設ける史跡東端の隣接地に、現地案内所として景観に調和した意匠の小規模な施設を計画する。この施設は利用者の休憩と遺跡ガイドなどの待機、また体験用具や管理用具の収納にも用いる。

### (3) トイレ

現状では、既整備により和式トイレ1箇所が設置されている。住民との意見交換会において、トイレの不足を指摘する意見と既設トイレの洋式化を求める声が挙がっている。既設トイレは、洋式トイレに改修する。



仮設ユニットハウス



既設トイレ

## 第9節 ガイダンス施設に関する計画

二ツ森貝塚の遺構を表現する計画では、遺跡の本質的価値を示す多様な遺構を整備することとしている。しかし千数百年の長期間にわたる定住やその営みを現地で表現しきれないものもある。また、出土品は、遺跡の価値を伝えるために必要な要素となる。一方、明治時代から注目されてきた学史的価値を伝えることもまた、遺跡の重要性を理解してもらうために必要である。こうしたことから遺跡整備にあたり、重要な役割を担うガイダンス施設を設ける。

ガイダンス施設の整備にあたっては、遺跡の活用や情報発信をはじめ、史跡管理の拠点としての役割を加える。また、埋蔵文化財の調査研究拠点としての機能を設ける。展示内容は、二ツ森貝塚

を分かり易く理解してもらうことを目指し、現地では表現が難しい内容について、適切な手法を用いて表現する。

なお、ガイダンス施設が整備されるまでは、中央公民館の展示の充実を図る。

## ○ 想定される施設の性格

- ・施設の名称：(仮称) 二ツ森貝塚縄文学習館
- ・現地では表現が難しい遺跡の表現・説明
- ・二ツ森貝塚から出土した遺構・遺物の展示・解説
- ・体験学習及び交流拠点
- ・二ツ森貝塚の活用・管理拠点
- ・二ツ森貝塚を中心とした小川原湖周辺貝塚の情報発信拠点  
(考古学的な情報・整理内容の紹介、活用の紹介)
- ・七戸町の埋蔵文化財調査研究拠点
- ・七戸町内の埋蔵文化財に関する展示

## ○ 施設の機能

- ・展示部門 : 展示室、体験学習室(兼、講座室)
- ・調査研究部門 : 遺物整理室、収蔵庫、図書室
- ・管理部門 : 遺跡ボランティア待機室、事務室
- ・便益部門 : 便所、更衣室
- ・屋外 : 駐車場、屋外体験場

## ○ 施設の位置の検討

現在、中央公民館に出土品等の一部を展示しているが、遺跡から約7km離れた所にあり、遺跡の本質的価値を語る上で、十分に機能を果たせていないことから、ガイダンス施設は遺跡に近い位置とする。

位置の設定にあたっては、良好に残っている微地形や遺跡の景観に影響しない所であることが前提となる。

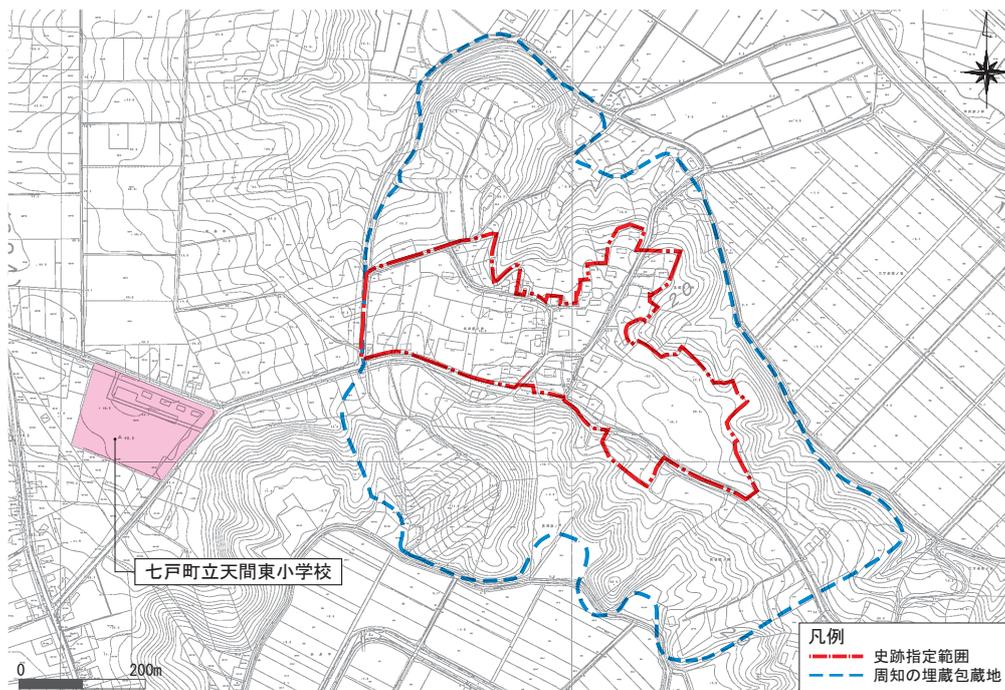
また、主要な交通機関である東北新幹線や国道4号並びに上北自動車道を利用したアクセスは、遺跡の西側からの動線も考慮する。

遺跡の理解を高めるため、ガイダンス施設で遺跡の情報を得てから現地に向かうことで、遺跡の状況を効率的に体感することが出来ることから、遺跡の導入口となる位置に設置することが理想的である。

更にガイダンス施設には展示・解説の他に体験学習やイベントなど多目的に利用できる広場や、駐車場の配置が必要であることから、広く平坦な場所が望ましい。

以上のことから、遺跡の西側の辺縁部で検討すると、統廃合により廃校となる小学校敷地が候補となる。

候補地は遺跡より標高が高く、そこから遺跡に向かうと遠方に小川原湖を感じながら緩やかな坂を下って行き遺跡に辿り着く。眼前に広がる二ツ森貝塚特有の起伏のある地形や復元整備によって、縄文時代の二ツ森貝塚にいざなうに適した場所である。よって、廃校となる小学校敷地を活用して施設整備を行う。



ガイダンス施設の設置位置 S=1 : 12,000

## 第 10 節 周辺地域の環境保全に関する計画

遺跡の周辺地域について、住民とともに遺跡との調和を目指した景観づくりに取り組む。公共の道路施設の色調、民家や建物の外観の色調、道路に面する塀、植栽樹木等について、理解と協力を求める。

また、当面は大規模行為に対しては青森県景観条例に基づく景観計画を活用し、将来的には景観条例や景観計画の策定を検討する。

## 第 11 節 公開・活用に関する計画

### (1) 方針

整備した二ツ森貝塚を舞台として、“縄文時代の人々の暮らし”をテーマとした様々な体験活動を行う。

学校教育や生涯学習との連携等により、町民全体へ史跡の価値の周知を図る。

現状の支援団体による活用事業の充実を目指し、活動しやすい環境を整える。

### (2) 体験・活用

整備・活用のテーマとなる“二ツ森貝塚の人々の暮らし”は、遺跡を舞台とした体験等による活用によって実現される。現在でも豊かな小川原湖の水産物を取り入れた活用や、採集の場である縄文の森の恵みを活かした体験を行う。また縄文時代に古小川原湾に接していたことを学び、体感できる内容を検討する。

平成 26 年度から地元支援団体を中心に行われている「二ツ森貝塚縄文まつり」は、整備した施

設を用いて内容をさらに充実させる。

#### ① 縄文人の暮らし 体験の例

衣：編布を編み、布を染め、衣を作る。貝や骨を用いてアクセサリーを作る。

食：史跡から小川原湖まで、歩く。小川原湖で貝や魚を捕る。史跡まで持ち帰る。

史跡周辺の林で、木の実や果物、山菜を採る。木の実の水にさらして灰汁抜きをする。

石器や土器を用いて、収穫物を、さばく・煮る・焼く・搾る・燻製、等調理し、食す。

木の実を土坑で貯蔵する。

食した貝の貝殻などは、洗浄し臭気対策等した上で貝塚に撒き、貝塚の表現を拡大・更新させていく。

住：復元住居の維持管理。囲炉裏で火を焚く。敷物を編む。挿し茅や扉等の修理を行う。

修理をイベントにし、広く参加を募る。

ガイダンス施設周辺等に、住民参加や学校教育との連携で竪穴住居を建てる。

道具：土器や石器、木製品をつくる。土器は野焼きする。

つくった道具を使う。

まつり：収穫の恵みに感謝するまつりを催す。

#### ② 遺跡の大きさや小川原湖との関係

古小川原湾の範囲と推定される、指定地北東に広がる田畑から遺跡を観察する。

海進時の推定古小川原湾岸を歩く。

#### ③ 住民参加により貝塚を育てる

児童や住民参加の体験活動の一環として、貝塚表現の更新に取り組む。例えば、学校等で食した貝の貝殻を持ち寄り、貝塚に撒き、貝塚を育てる。この際、臭気対策等を検討する。

### (3) 普及広報ツール

現状では遺跡を紹介するパンフレットやリーフレットを作成し、公共施設等で配布している。今後は、二ツ森貝塚の人々の暮らしや、貝塚がもっていた意味などを分かりやすく伝えるために、図やイラスト、漫画等を活用し、情報発信や学校教育に役立てる。また、ホームページ等により、より広域への情報発信を図る。

### (4) 学校教育における活用

課外活動や総合学習の一環として、二ツ森貝塚を知り、活用や維持管理に参加する仕組みをつくる。分かり易い副読本等の作成や、教員に対しても、二ツ森貝塚の勉強会等で遺跡の価値を認識してもらい、授業の題材として取り上げてもらえるよう努める。

現在不定期に実施している出前講座等は、七戸町の文化教育の一環として位置付け、積極的に取り組む。幼少期から遺跡に慣れ親しむことは、将来の活動を担う人材育成の一助となる。

### (5) 生涯学習における活用

これまで二ツ森貝塚を守り伝えてきた地元貝塚地区の人々を主体とした支援団体を、より充実したものに育成し、維持管理や遺跡見学のガイドなどを行う。

また支援団体や関連団体を中心に実施されている勉強会や研修会をさらに充実させ、町内全体、近隣市町村からも参加者を募り、活動の担い手を広げる。

## 第12節 関連文化施設・関連文化財との活用計画

### (1) 関連文化施設との連携活用

七戸町には、国指定史跡七戸城跡をはじめとする多くの文化財や文化施設がある。また、二ツ森貝塚と関連の深い小川原湖周辺の自然や公園施設などの観光施設もある。

これらの文化財や文化施設だけでなく、観光産業との連携を図り、より充実した活用を図る。町内の関連施設を巡る案内パンフレットの作成や案内標識を設置し、観光資源として連携した活用や情報発信を行う。

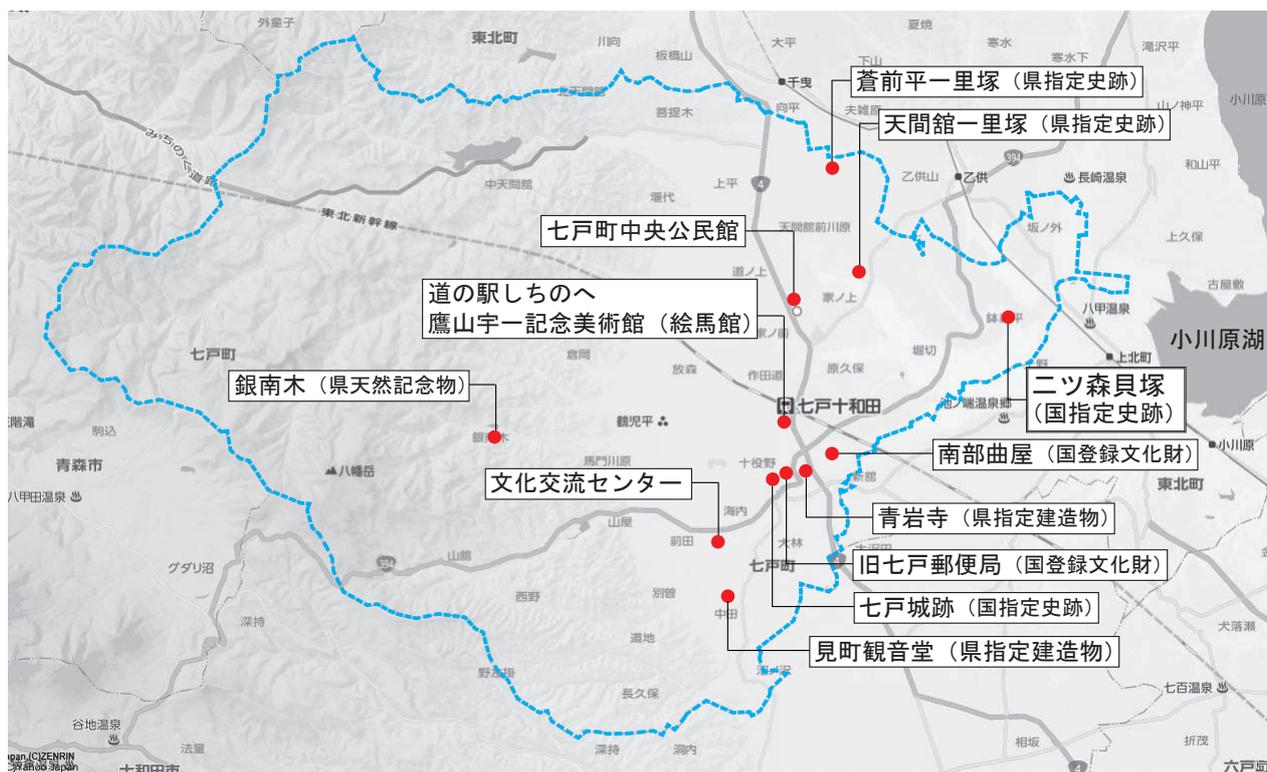
連携を図る施設の例

- ・歴史文化施設：一里塚（県史跡）、七戸城跡（国史跡）、南部曲屋・旧七戸郵便局（国登録文化財）、鷹山宇一記念美術館（絵馬館）、七戸町中央公民館、等。
- ・観光施設：道の駅しちのへ、小川原湖周辺の公園施設、等。

### (2) 関連文化財との連携活用

小川原湖周辺には、縄文時代の豊かな恵みを立地の背景に、多くの縄文遺跡が点在する。これらの遺跡と連携した活動として、共同開催によるシンポジウムやフォーラム、イベント等を実施し、二ツ森貝塚の価値の理解を深め、遺跡を広く周知する。

二ツ森貝塚は、現在、世界文化遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである。この遺跡群の中での連携により、より広域的に情報発信を行う。



(Google マップを基に加筆 地図データ©2018Google、ZENRIN)

関連文化施設・関連文化財

### 第13節 整備事業に必要となる調査計画

これまでも遺跡の発掘調査は実施されてきたが、未調査の部分が多く、遺跡の全容解明には至っていない。特に西地区・中地区は、今後も発掘調査や各種研究を継続し、遺跡の全体像をより明らかにする必要がある。

また、ガイダンス施設での出土品展示等に向けて、過去に行われた発掘調査について、出土品や調査記録等の整理が急務である。

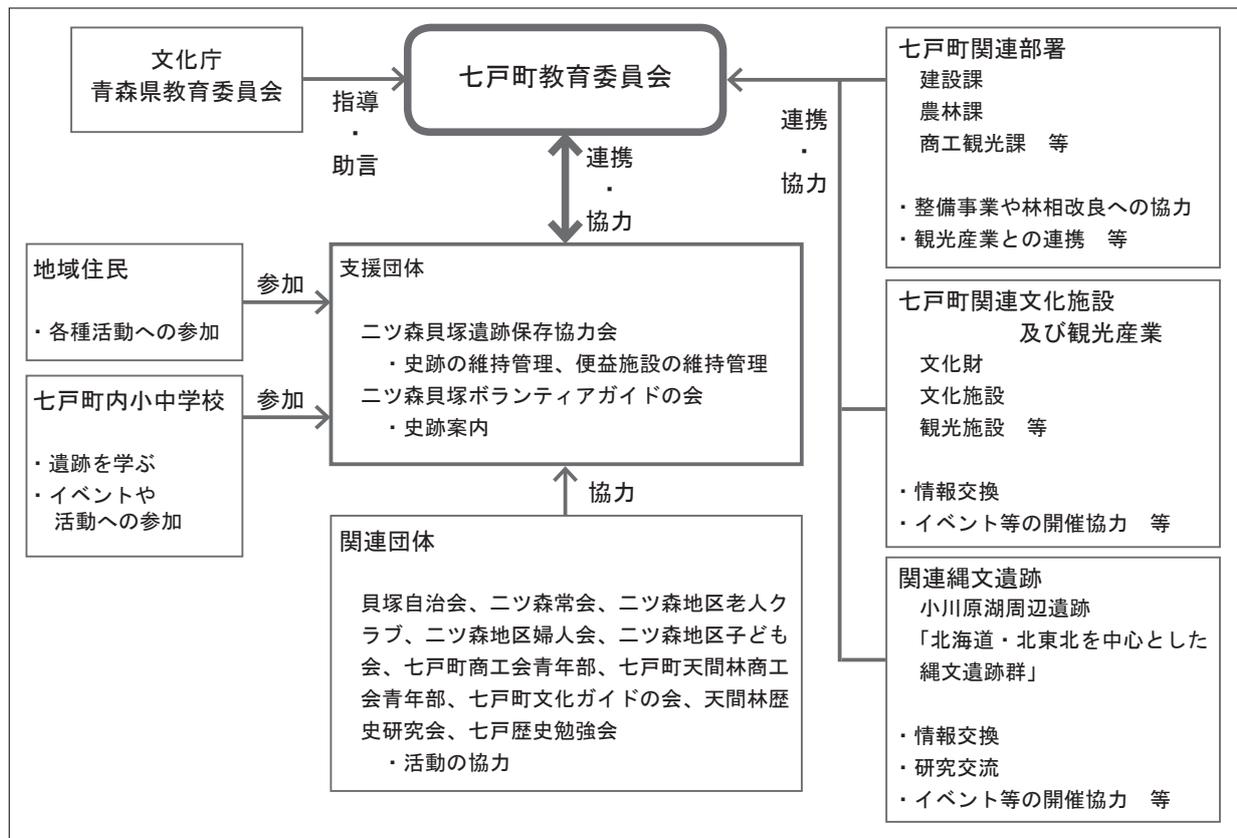
この調査計画では、整備が専門的かつ長期間にわたる事業であることから、体制を整えた上で実施する。

### 第14節 管理・運営計画

現在、遺跡の管理団体は、七戸町であり、直営で管理している。また、史跡地内の維持管理・便益施設の管理や、案内ガイド、縄文まつり等は、地元の支援団体の協力を得ている。

当面は七戸町が直営で管理する。維持管理やガイド、活用の活動は、現状の支援団体の活動のコミュニティを維持しつつ、さらに活動の輪を広げられるような体制づくりを目指す。またこれらの団体が、より有効な活動が出来るような支援を図る。

史跡の将来の担い手を育てるためにも、小・中学校や地域住民に各種事業や史跡の維持管理等への参加を呼びかけ、また参加しやすい仕組みや方法を検討する。



管理・運営体制図

## 第15節 事業計画

本事業は対象範囲が広く、また西地区・中地区は大半が民有地であること、一方で東地区での活用における諸課題への対応の必要性から、早期に実現する短期計画と、中期的な取り組みとする中期計画に区分した事業計画とする。

また、事業完了まで長期間となる縄文の森ゾーンの植生回復のための林相改良や景観保全ゾーンでの遺跡景観と調和した景観づくりに向け、森林所有者等への協力を仰いでいく。

### (1) 短期計画

2018年度から2021年度までの概ね4か年間とし、早期に解決すべき課題に優先して取り組む。

- 便益施設の整備：大型バスの駐車と駐車場不足に対応した取り組みとして、史跡東端の隣接地に簡易駐車場を設ける。また、既設トイレの洋式化を図る。
- ガイダンス施設の暫定整備：現地では伝えにくい情報を提供するためガイダンス施設を整備する。短期整備では、遺跡の解説と出土品展示に関する内容（展示部門）を中心に整備するものとし、中期整備において調査研究・管理・便益部門を備えた本整備を実施することとする。

短期計画工程表

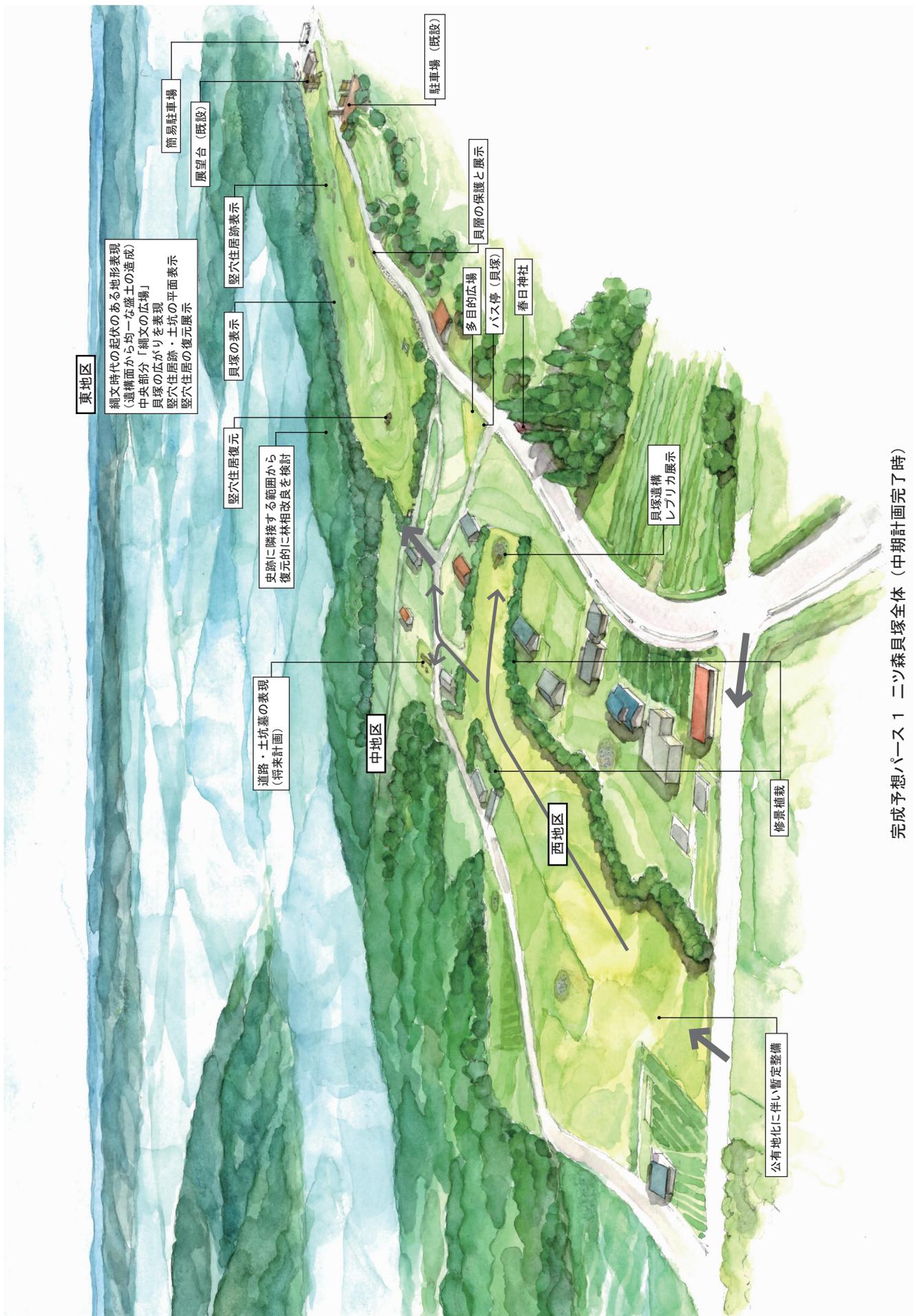
年度 ／ 工程	便益施設の整備				ガイダンス施設の暫定整備			
	駐車場 用地取得	簡易駐車 場整備	現地案内 所設置	トイレ 改修	整備設計	整備工事	展示工事	完成公開
2018								
2019								
2020								
2021								

### (2) 中期計画

短期計画終了後の2022年度以降に東地区の整備に取り組む。西地区・中地区については、公有地化を進め東地区整備終了後に改めて整備計画を策定し、実現に向かう。それまでの間は、公有地化した部分の暫定整備を進める。

- 東地区の整備：整備実施に向けて東地区の地形測量に着手する。その後、基本設計と整備に必要な発掘調査を行い、実施設計及び整備工事を実施する。
- 西地区・中地区の整備：暫定整備に向けた基本設計と西地区第Ⅱ号貝塚の遺構表現の実現についての検討を、東地区整備の基本設計と合わせて行う。
- ガイダンス施設の本整備：整備実施に向けた実施設計及び整備工事・展示工事を行う。

# 第6章 完成予想図



完成予想パース 1 ニツ森貝塚全体 (中期計画完了時)



完成予想パース 2 東地区 (中期計画完了時)

# 資料編

## ■ 史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 史跡二ツ森貝塚の整備・活用について検討するため、史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、6名以内の委員で組織する。

2 委員は、考古学、史跡整備・活用、文化財に関し学識経験豊かな者、地域住民の有識者及びその他教育長が認める者のうちから教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は教育長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会世界遺産対策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

(招集の特例)

第4条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は教育長が招集する。

■ ニツ森貝塚 関連年表

年度	事項
明治 20年	廣澤安任氏による遺跡紹介 「アイノ遺跡の事」『東京人類学会報告』第2巻第11号(1887年)
明治 21～22年	佐藤重紀氏による発掘調査 「陸奥国上北郡の貝塚」『東京人類学会雑誌』第6巻第59号(1891年)
明治 26年	若林勝邦氏による発掘調査 「陸奥国上北郡貝塚村貝塚調査報告」『東洋学芸雑誌』第146号(1893年)
昭和 3年	中谷治宇二郎氏による発掘調査
昭和 8年	喜田貞吉氏による発掘調査
昭和 13年	角田文衛氏による発掘調査 「陸奥榎林遺跡の研究」『考古学論考』第10号(1939年)
昭和 37年	青森県教育委員会による緊急発掘調査(記録保存) 「青森県ニツ森貝塚調査概要」(1963年)
昭和 37年	鯨骨製青竜刀形骨器他3点が県重宝に指定される
昭和 47年	青森県立郷土館による貝層分布調査 ※ニツ森貝塚東側の貝層分布図作成
昭和 50年	天間林村教育委員会による緊急発掘調査(記録保存)(第1次緊急発掘) 天間林村教育委員会による発掘調査(第2次緊急発掘)
昭和 63年	青森県立郷土館による発掘調査(第1次学術調査) 「三沢市山中(2)貝塚及び天間林村ニツ森貝塚の発掘調査」 『青森県立郷土館調査研究年報』第14号(1992年)
平成 3年	県史跡に指定 青森県立郷土館による発掘調査(第2次学術調査) 天間林村教育委員会による地形測量
平成 4～7年	天間林村教育委員会による発掘調査(第1次～第4次学術調査) 天間林村文化財報告書第1集「平成4年度ニツ森貝塚発掘調査概報」(1993年) 天間林村文化財報告書第2集「平成5年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」(1994年) 天間林村文化財報告書第3集「平成6年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」(1995年) 天間林村文化財報告書第4集「平成7年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」(1996年)
平成 6年	ニツ森貝塚県史跡区域用地取得
平成 7年	ニツ森貝塚史跡公園整備事業開始
平成 8年	天間林村教育委員会による発掘調査(記録保存)(第3次緊急発掘) 天間林村文化財報告書第5集「平成8年度ニツ森貝塚発掘調査報告書—ニツ森貝塚史跡公園駐車場建設に伴う緊急発掘調査及び個人住宅建設に伴う緊急発掘調査—」(1997年)
平成 9年	ニツ森貝塚史跡公園開園 天間林村教育委員会による緊急発掘調査(記録保存)(第4次緊急発掘)
平成 10年	国史跡に指定 ニツ森貝塚遺跡保存協力会設立
平成 11～16年	天間林村教育委員会による発掘調査(第1次～第6次範囲確認調査) 天間林村文化財報告書第6集「ニツ森貝塚発掘調査報告書6 村道貝塚2号線道路改良工事に伴う緊急発掘調査」(1999年) 天間林村文化財報告書第7集「ニツ森貝塚発掘調査報告書7 個人住宅建設に伴う緊急発掘調査」(2000年) 天間林村文化財報告書第8集「ニツ森貝塚発掘調査報告書8」(2001年) 天間林村文化財報告書第11集「ニツ森貝塚発掘調査報告書9」(2002年) 天間林村文化財報告書第12集「ニツ森貝塚発掘調査報告書10」(2003年) 天間林村文化財報告書第13集「ニツ森貝塚発掘調査報告書11」(2004年) 天間林村文化財報告書第15集「ニツ森貝塚発掘調査報告書12」(2005年)
平成 17年	七戸町教育委員会による発掘調査(第7次範囲確認調査) 七戸町文化財調査報告書 第1集「ニツ森貝塚発掘調査報告書14」(2006年)
平成 18年	七戸町文化財調査報告書 第71集「ニツ森貝塚—範囲確認調査報告書—」(2007年)
平成 27年	国史跡追加指定 ニツ森貝塚ボランティアガイドの会設立
平成 28年	「史跡ニツ森貝塚保存活用計画」を策定

## ■ 史跡二ツ森貝塚意見交換会

日 時：平成 30 年 1 月 17 日（水）18：00～20：00

場 所：二ツ森地区コミュニティセンター

出席者：地元住民 28 人、新聞社 2 社、事務局

提示資料：史跡二ツ森貝塚について考える意見交換会資料

意見交換会の内容

### ① 不足する駐車場とトイレの早急な対策

- ・ 遺跡現地の近くに大型バスの駐車場と洋式トイレが必要である。
- ・ 駐車場が遠くても、トイレが和式でも、本当に見たい人は歩いてでも見に行くだろう。

### ② 来訪者に分かりやすい遺跡の姿の表現

- ・ 現在は竪穴住居 2 棟しか来訪者に見てもらえない。千年も人が住んでいたこと、小川原湖が近かったことが分からない。二ツ森貝塚の魅力が伝わるような姿にして欲しい。

### ③ 小川原湖を望む展望施設の設置

- ・ 整備計画の小川原湖を望む展望の場からは、木を切っただけでは小川原湖は望めないだろう。
- ・ 遺跡の西に位置する天間東小学校の屋上から遠くに見えるが、よくは見えない。
- ・ 現地に盛土や高台の設置を検討したらどうか。

### ④ 遺跡の現地に隣接するガイダンス施設の設置

- ・ 遺跡現地に隣接した展示施設の設置が必要であり、出土遺物の展示が必要である。
- ・ 現地の近くに用具の収納場所、ボランティアスタッフの待機場が必要である。
- ・ ガイダンス施設は天間東小学校では遠い。
- ・ 中央公民館入口に遺物展示室があることが分かる看板が必要である。

### ⑤ 町独自に実施できる活用や、保存活用の活動に対する支援

- ・ 学校の出前講座を積極的に実施して欲しい。
- ・ 天間東小学校だけでなく、七戸町の教育の一環として、町全域で二ツ森貝塚を周知させるべきである。
- ・ 縄文まつり等の活動に対して、町独自の支援を行うべきである。

### ⑥ 地域住民と遺跡の関わり方について

- ・ 史跡指定地内では浄化槽も設置できない。日常生活に配慮した遺跡との共存のあり方を検討して欲しい。
- ・ 公有地化を進める際に、これまで築いてきた地域のコミュニティを維持しながら移転する方法を検討して欲しい。

## ○ 史跡二ツ森貝塚について考える意見交換会資料 - 1

### 史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画について

#### ● 計画の趣旨と概要

##### (1) 整備基本構想及び基本計画作成の趣旨

史跡二ツ森貝塚は、国の史跡に指定された七戸町の貴重な歴史的遺産です。

この遺産を、七戸町にふさわしい歴史・文化環境や景観として保存していくために、目指すべき整備の基本的な方向性とその具体策を整備基本構想及び整備基本計画として策定するものです。

##### (2) 概要

- ①作成年度 平成29年度
- ②検討委員会委員6名(有識者、地元住民)
- ③史跡二ツ森貝塚整備計画検討委員会の開催(年3回)

##### ・第1回 平成29年8月24日(木)

- ・委員の委嘱について
- ・整備基本構想について

##### ・第2回 平成29年11月8日(水)

- ・整備基本構想について
- ・整備基本計画について

##### ・第3回 平成30年2月予定(最終)

- ・意見交換会(1月17日開催)の結果を踏まえて検討し、計画をまとめる

#### ● 検討されている内容について

##### 1 基本構想

##### 1) 整備・活用テーマ

(1) テーマ 「二ツ森貝塚の人々の暮らし」

##### (2) 整備

①遺跡の保存

②遺構の表現

③憩いの場

④景観保全

#### ① 現状と課題

##### 1) 現況

##### ○二ツ森貝塚史跡公園

平成9年度に整備(東地区)

整備概要：堅穴住居、トイレ、駐車場、見晴らし台、あずまや、散策路

##### 2) 現状の課題

##### 駐車場とトイレの不足

・東地区においての大きな問題点は、駐車場とトイレが不足していることである。現地に隣接したポランティアスタップ待機場や、管理用具やイベントに使用する用具の収納場所がない。

・昔は周囲の畑一面に貝が見えていたが、現在は貝があまり見えない。昔の状況を再現できればガイドもやりやすい。

##### ②整備全般について

##### 集落の姿の復元

・集落の姿として、中央部分は広場でその周囲に住居と土坑があり、その外側に貝塚の微高地があったと考えられる。この集落の姿の復元を目指す。

##### 分かりやすい情報提供

・屋外の復元展示、ガイダンスでの展示解説、図録、をセットで考え、分かりやすい情報提供・展示方法を検討。集落全体像や大規模な貝塚であることを表現は、ジオラマ展示等も有効。

##### 発掘調査

・整備事業にあたっては、基礎資料を得るための発掘調査を実施し、その成果を基に計画を立てた整備を実施。

##### 整備の進め方

・整備範囲は史跡指定地全体とし、東地区を優先して整備し、段階的に西地区の整備を行う。

##### ③遺構復元展示について

##### フラスコ土坑の復元はガイダンス展示も検討

・人骨出土フラスコ土坑の展示について、現地で表現する場合は、景観に配慮した形状とし、ガラスが曇らない工夫が必要である。ガイダンス施設で展示することも検討。

##### 堅穴住居の復元構造

・堅穴住居は、発掘調査の成果を基に、堅穴形状や屋根材等しつかりと検討した上で、遺構の直上に復元すること。活用を前提として、水はけの問題等延命化も検討する必要がある。

##### 貝塚の表現と保護

・貝塚の表現について、貝塚の広がり、大きさ、厚さを表現すること。現状で遺構が露出している場合は、保護し、その上で展示に活かす方法を検討。

##### ④活用について

##### 活用の方法

- ・整備・活用テーマである「二ツ森貝塚の人々の暮らし」を実現できるような活用を考える必要がある。
- ・人々の暮らしの中で貝塚がどのような意味を持っていたのか、子どもにも分かりやすく示す必要がある。

# ○ 史跡ニツ森貝塚について考える意見交換会資料 - 2

## 史跡ニツ森貝塚の文化的価値

### ① 大規模貝塚としての価値

- 全国的にも有数の大規模貝塚
- 縄文時代は豊かな環境であった



- 遺跡から発見された貝や動物の骨から縄文時代の環境やくらしがわかる



### ② 拠点集落としての価値

- 縄文時代の千数百年もの長期に定住
- 貝塚、居住域、広場、墓域、道が造られ集落が営まれた
- 集落の地形が現在も残っている



### ③ 学史的価値

- 明治時代から注目されていた
- 土器の年代研究に貢献した



## 史跡ニツ森貝塚の整備と活用

### 整備・活用のテーマ 「ニツ森貝塚の人々のくらし」

#### ■ 遺跡の整備

- ・ 保存：貝塚と地下遺構を保存する
- ・ 遺跡の表現：貝塚、住居跡、フラスコ状土坑、墓域、道路跡
- ・ 憩いの場：縄文の広場
- ・ 景観保全：縄文時代の植生環境



#### ■ 展示・活動拠点（場所未定）

- ・ 仮称「ニツ森貝塚縄文学習館」
- ・ ニツ森貝塚を中心とした小川原湖周辺貝塚の情報発信の拠点
- ・ ニツ森貝塚の活動・管理拠点
- ・ 七戸町の埋蔵文化財調査研究拠点

#### ■ 活用・調査・連携

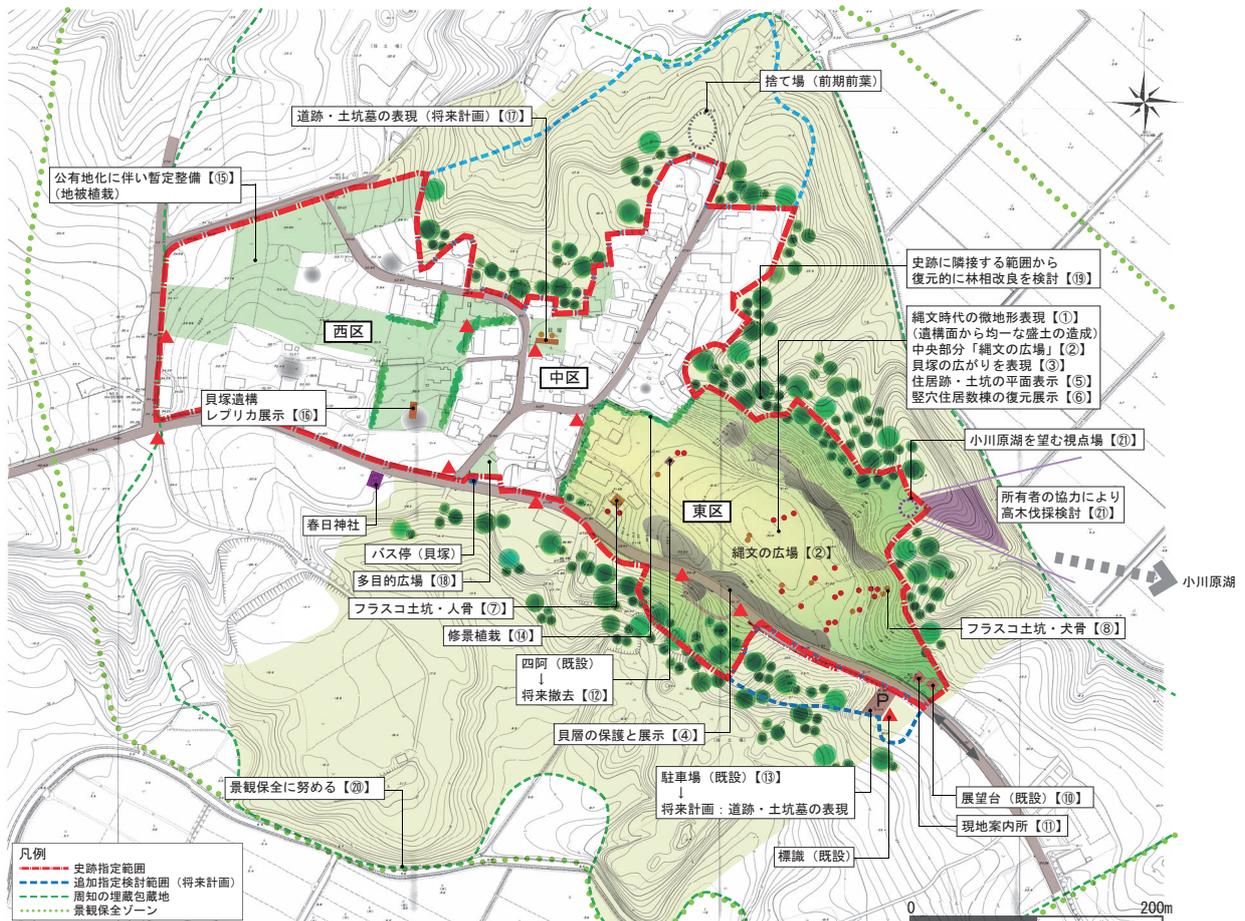
- ・ 活用：「ニツ森貝塚の人々のくらし」を体験する
- ・ 調査・研究：調査研究の継続、情報発信
- ・ 連携：関連縄文遺跡、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、町内・県内の観光産業

#### くらしの体験（例）



#### ■ 整備の進め方

- ・ 東区を優先的に整備
- ・ 西区は暫定的に一部整備
- ・ 中区は将来計画



---

史跡二ツ森貝塚 整備基本構想及び整備基本計画

平成 30 年 3 月

編集・発行 七戸町教育委員会  
青森県上北郡七戸町字七戸 31 番地 2  
TEL：0176-58-5530（直）

---